

令和元年12月愛荘町議会定例会会議録

令和元年12月3日（火）午前9時00分開会

議 事 日 程（第1号）

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 町長提案趣旨説明
- 日程第 4 一般質問
- 日程第 5 議案第55号 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 6 議案第56号 湖東広域衛生管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更につき議決を求めることについて
- 日程第 7 議案第57号 湖東広域衛生管理組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分につき議決を求めることについて
- 日程第 8 議案第58号 彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて
- 日程第 9 議案第59号 愛荘町愛知川駅コミュニティ施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第10 議案第60号 愛荘町立ハーティーセンター秦荘の指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第11 議案第61号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきがいセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて
- 日程第12 議案第62号 財産の無償譲渡につき議決を求めることについて
- 日程第13 議案第63号 損害賠償の額を定めることについて
- 日程第14 議案第64号 令和元年度愛荘町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第15 議案第65号 令和元年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第66号 令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）

本日の会議に付した事件

出席議員（14名）

1番 澤田源宏君	2番 村西作雄君
3番 森野隆君	4番 西澤桂一君
5番 村田定君	6番 伊谷正昭君
7番 高橋正夫君	8番 外川善正君
9番 徳田文治君	10番 河村善一君
11番 吉岡 ぬみ子君	12番 瀧 すみ江君
13番 辰己保君	14番 竹中秀夫君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 有村国知君	副町長 石田政則君
教育次長 青木清司君	企画担当政策監 藤塚雅徳君
総務担当政策監 上林市治君	福祉担当政策監 岡部得晴君
産業担当政策監 中村喜久夫君	まちづくり協働課長 西川傳和君
経営戦略課長 陌間秀介君	建設・下水道課長 水谷徹也君
学校教育担当課長 田中幹雄君	農林商工課長 北川三津夫君
くらし安全環境課長 羽田順行君	人権政策課長 藤居祐司君
生涯学習課長 本田康仁君	税務課長 北村章夫君
福祉課長 生駒秀嘉君	下水道担当課長 阪本 崇君
子ども支援課長 森 まゆみ君	図書館長 茶谷えりか君

事務局職員出席者

議会事務局長 徳田郁子	書記 宮川佳衣奈
-------------	----------

開会 午前9時00分

◎開会の宣告

○議長（竹中秀夫君） 皆さん、おはようございます。座って失礼をいたします。12月定例会に向けまして、一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

日頃は、議員各位の皆さん方には大変いろいろな角度よりご協力等々をいただいておりますこと、まずもって御礼を申し上げたいと思います。また本日、執行部の町長以下皆さん方、大変ご苦労さまでございます。

ご報告といたしまして、徳田教育長、中村会計管理者、北川教育振興課長より欠席届が出ておりますので、ご報告といたします。

それでは、ただいまの出席議員は14名で、定足数に達しております。よって、令和元年12月愛荘町議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（竹中秀夫君） これより本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（竹中秀夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（竹中秀夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、11番 吉岡ふみ子君、12番 滝 すみ江君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（竹中秀夫君） 日程第2、会期の決定についてを議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、本日から12月19日までの17日間にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月19日までの17日間に決定いたしました。

◎町長提案趣旨説明

○議長（竹中秀夫君） 日程第3、町長の提案趣旨説明を求めます。町長。

〔町長 有村国知君登壇〕

○町長（有村国知君） おはようございます。本日から始まります令和元年12月愛荘町議会定例会を、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

本年も日本各地において様々な災害が発生をいたしました。改めてお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、被害に遭われた方々に心よりのお見舞いを申し上げ、そして一日も早い生活の再建をお祈り申し上げます。

本町におきましては、幸い、台風に起因する大きな被害はなかったところですが、町としても引き続き限りある行政資源を有効に活用しながら、住民の皆様の安全・安心の確保に向けた取り組みを積極的に進めてまいります。

「変化こそ唯一の永遠である」、明治時代、近代日本美術の発展に貢献した岡倉天心の言葉です。現在、新年度予算編成に取り組んでおります。総合計画でも示した「ひとつづくり、しごとづくり、まちづくり」の実現のため、前例やこれまでの経緯などを理由に変化を恐れることなく、これからのまちにとって必要な政策に対し資源の配分を行います。

本町が将来に向かって持続可能であり、また居心地がよく、文化が薫り、住民にの皆様が誇りを持てるまちが実現できる予算を目指してまいります。

愛荘町の未来のために我々ができるのは、政策とその実行です。このことは、我々政治家が有権者から負託された責任、また、今後まちの未来を担う将来世代に対する責任であります。この12月議会においても、建設的な議論のもとに、まちの将来に向けた政策を共に前に進めて行こうではありませんか。

本定例会では、一般会計補正予算として、長年の悲願でもある愛知中学校校舎等大規模増改築事業として、令和4年度までの債務負担行為を計上いたしました。生徒数の増加による教室の不足や、築50年以上の経過による施設の老朽化、教育環境の改善策として、各学年のワンフロア化の実施や、生徒用トイレの増設など、教育環境の整備を行うものです。町としては、引き続き良好な学習環境の提供と、学力向上に努めてまいります。

さて、今期定例会に提案いたします議案についてご説明を申し上げます。

改正条例案件1件、一部事務組合に関する案件2件、協定変更案件1件、指定管理者の指定案件3件、財産の無償譲渡案件1件、損害賠償案件1件、補正予算案件3件、合わせて12案件をご提案させていただきました。

まず、改正条例案件でございます。「議案第55号 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例」につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が公布されたことから、所要の改正を行うものです。

次に、一部事務組合に関する案件でございます。「議案第56号 湖東広域衛生管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び同組合の規約の変更につき議決を求めることについて」、「議案第57号 湖東広域衛生管理組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分につき議決を求めることについて」でございますが、令和2年4月1日をもって、湖東広域衛生管理組合から東近江市が脱退することから、規約変更ならびに財産処分について議決を求めるものです。

次に、協定変更案件でございます。「議案第58号 彦根市と締結した定住自立圏形成協定を変更することにつき議決を求めることについて」は、令和2年度から5年間の第3期湖東定住自立圏強制ビジョンを作成するにあたり、これまでの取り組みを踏まえ、その進捗状況等に合わせて、協定内容の変更を行うものです。

次に、指定管理者の指定案件でございます。「議案第59号 愛荘町愛知川駅コミュニティ施設の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」、「議案第60号 愛荘町立ハーティーセンター秦荘の指定管理者の指定につき議決を求めることについて」、「議案第61号 愛荘町立福祉センターラポール秦荘いきがいセンターの指定管理者の指定につき議決を求めることについて」でございますが、施設の指定管理者を選定させていただきましたので、それぞれ議決を求めるものです。

次に、財産の無償譲渡案件でございます。「議案第62号 財産の無償譲渡につき議決を求めることについて」は、沓掛自治会に鉄製組立式シャッター物置を無償譲渡するものです。

次に、損害賠償案件でございます。「議案第63号 損害賠償の額を定めることについて」は、町道陥没により走行中の車両に損傷を与えた件につきまして、このたび示談が成立したことから、損害賠償金を定めさせていただくものです。

次に、補正予算案件3件でございます。「議案第64号 令和元年度愛荘町一般会計補

正予算（第6号）」につきましては、1億3,687万4,000円を追加し、総額92億2,357万3,000円とするものです。

「議案第65号 令和元年度愛荘町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」につきましては、3,650万円を追加し、総額18億4,919万9,000円とするものです。

「議案第66号 令和元年度愛荘町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）」につきましては、2,127万円を追加し、総額14億9,566万円とするものです。

以上の案件を、令和元年12月愛荘町議会定例会に提案させていただきました。何とぞ慎重なご審議のうえ、ご議決を賜りますようお願い申し上げます。提案趣旨の説明とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 日程第4 一般質問を行います。

今期定例会は、10名の一般質問通告があり、本日は7名の一般質問を行います。

それでは順次発言を許します。

◇ 森野 隆君

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野 隆君。

〔3番 森野 隆君登壇〕

○3番（森野 隆君） 3番、森野 隆でございます。令和元年度12月定例会一般質問、内容は「新年度予算の編成は」、そして「武道館、体育館、公民館の今後について」、「国道8号の渋滞について」、3点お伺いいたします。

昨年作成された第2次総合計画には、「これからの時代は、人と人とのつながりや、地域の中でどのようにかかわっていくかという社会関係資本（ソーシャル・キャピタル）の醸成が求められる。」と明記されています。また、将来における本町のあるべき姿・めざすまちの姿を描き、あわせて、これからの新しい時代に即応する行政運営の指針を示し、町民との協働によるまちづくりと計画的な施策の推進を図ることを目的に、新たな総合計画となる第2次愛荘町総合計画が策定されました。そして、第2次愛荘町総合計画を礎に、まさしく今のこの時期に新年度の予算の編成に取り組んでおられることと思います。

予算編成はまちの指針、すなわち、まちの総合計画に沿って作成され、とりわけ、その中の重点戦略には手厚い予算が付かなくてはなりません。

そこで、愛荘町総合計画の重点戦略は何かと、第2次愛荘町総合計画書を見てみますと、重点戦略1には、「次代を担うひとづくりプロジェクト」がございます。その中で「質の高い幼児・学校教育の総合的な提供……」があり、もちろん「学力向上」も入っています。そして、学校教育の関係で申しますと、重点戦略3にあります「未来を先取る活力あるまちづくりプロジェクト」の中に、「学校ICTの普及促進」が書かれています。

そこで、町長にご質問いたします。学校教育関係の予算編成は、新年度はどのように考えておられるのでしょうか。

次に、重点戦略2の「誰もが活躍できるしごとづくりプロジェクト」でございます。その1つに、「戦略的企業誘致の推進」とありますが、今年度の工場等設置促進事業の決算を見てみますと、4万1,054円の決算しか出ておりません。この数字を見る限り、企業誘致には全く力が入っていなかったのがわかります。また、もっと深く考えると、第2次愛荘町総合計画に沿った動きが全くできていなかったのではないのでしょうか。

また、室長から「企業誘致、そこまではなかなか手が回らなかった」と言われました。町の企業誘致・工場誘致はどのように考えておられるのでしょうか。総合的に考えると、行政は組織的にも問題があるのではないのでしょうか。そこで、新年度は早々に行政組織機構の再編は考えておられるのでしょうか。

第2次愛荘町総合計画をもとに、町は進んでいます。我がまちの目指す姿、それは「愛着と誇り。人とまちが共に輝くみらい創生のまち。」その実現のためにも再度、抜本的な行政組織の再編が必要ではないかと私は考えて、町長にお尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 森野議員のご質問のうち、1点目の「学校教育関係の予算編成」について、お答えをいたします。

今、愛荘町では、令和の教育改革を進めており、たくましく生きる力を育み、教育内容と教育活動に必要な人的・物的資源等を、地域等の外部の資源も含めて効果的に組み合わせるとともに、学校施設の充実を図り、将来を見据えた安全・安心で快適な教育環境づくりに努めているところです。

そうした中、新年度の学校教育関係の予算編成では、学力向上のため町独自で「基礎的な読む力」を測るテスト（リーディングスキル・テスト）の導入や、読書活動推進の方策等を調整しています。また、小学校でのプログラミング教育導入に備え、学校におけるICT活用を推進する教員を中心に、プログラミング言語を使用したプログラムの

作成や、描画演習を取り入れた研修会を今年度実施いたしました。来年度においても、引き続き町教委主催で実施していきます。このような取り組みを通して、愛荘町の教育をアップデートしながら、次代を担うひとづくりに取り組んでまいります。

続きまして、「行政組織機構の再編」について、お答えをいたします。行政組織の再編につきましては、昨年策定した「第2次愛荘町総合計画」に記した「めざすまちの姿“愛着と誇り。人とまちが共に輝く 未来創生のまち。”」の実現に向けて、既に昨年11月と本年4月の二度にわたり行政組織を大幅に見直したところです。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、組織としての力を十分に発揮すべく、職員のやる気と向上心を高め、職員の持つ可能性や能力を最大限に引き出していかなければならないと考えております。

現在、予算編成作業および組織体制のヒアリングを行っているところであり、より実効性の高い組織に向けて、施策や業務量を踏まえ検討してまいります。以上、ご答弁いたします。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） 冒頭の町長のごあいさつで、変化に恐れることなく、大胆な予算配分をされるというような内容等のごあいさつだったと思います。非常に期待しております。やはり、予算編成というのは、その年の町長の思い、まちの方向性を示す大切なものでありますので、それが一律というようなことではなしに、やはりそこはしっかりと予算を付けるところは付ける、また省くところは省くというようなことを期待しております。

また、学校関係の1つ目の質問ですけれども、ICTの活用等々というのは、私思うにやはり、町長の腹ひとつだと思うのです。ICTを活用してどんどんやるぞというのであれば、やはりそれなりの予算というのをお付けいただきたいと思いますが、その辺もう少し踏み込んで、なかなか予算のことですのであれかと思いますが、もう少し踏み込んだ予算のことをお話いただければと思います。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げます。

特に学校のICTという分野、今、世間的にも大変関心の高いところだと存じます。私もぜひICTの推進を図っていきたいという思いが、ベースとしてございます。とともに、それを使いこなせる先生方のスキルであったりリテラシーであったりなどの

引き上げというの、あわせて行わねばならない。ハードであるデバイスを子どもたちに配付をしたことが、すぐに彼らの学力向上に、直結はやはりなかなかしないというのも現実でございますので、その点を今、学校の現場とすり合わせ、調整をしているような段階ではございます。

昨今、国におきましても経済対策で、学校へのタブレット、ICTの推進ということが今高まりつつございます。そんな点では、今は一人に1台のデバイスというのがこれからはスタンダードに恐らくなるのだらうと思います。一定それが進んだアメリカでは、実は今、授業中にラップトップであったりタブレットを持ち込むということが「学び」を阻害するという状況にも実は今差し掛かってきており、私たちより一足・一回りは先に回っていると思います。特に技術の部分に関しましては。現在、アメリカの高校・大学においては基本的に授業に集中をする。そして自分の知恵で今論されていることをしっかりととりまとめをしながらノートテイキングをするということが大変重要であるというところの議論が出てきているというところもございますので、そのあたりも踏まえながら、ただ、現場には変化を恐れてはいただきたくないと。大変よいものであれば、どんどんそれを積極的に活用できるだけの能力もあわせて身に付けていただかねばならないというふうに思っておりますので、現在、現場と調整をしながら進めておるという状況でございます。以上、答弁申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） 昨年度は教育長も不在だということで、なかなかそういった議論等々もできなかったと思うのですけれども、教育長も新しくいらっしゃいますので、十分そこら辺のところを話し合っていて、メリット・デメリット等はあるかと思っておりますけれども、今デメリットのことを考えていけば、町長も最後の方に申されましたけれども、変化を恐れては何もできませんので、そこは一つ前進、一歩前進といったことで取り組んでいただきたいと思っておりますし、また、予算（お金）がなければなかなか動くこともできないのも事実でございます。言葉だけで「がんばれ、がんばれ」と言っても、なかなか動かない、動けないというのが実情だと思いますので、そこら辺は新年度予算、期待して見ておりますので、よろしく願いいたします。

2点目の項目です。組織の編成・改正です。非常に私が見まして、職員の数が少ないということもあろうかと思っておりますけれども、その少ない職員の数を上手に、言葉は適正ではないかもわかりませんが、回すというのも首長（町長）の力だと思っております。

よくよくヒアリングをしてということ先ほど申されましたけれども、本当にヒアリングをされて、企業誘致・工場誘致というのは、昨年度を見ていまして全く動いていないのが現状です。財政が圧迫しておる中、コストカットというのはいいのですけれども、入りのことをどう考えるかということもひとつ大きな課題だと思います。その入りのことを考えて企業誘致・工場誘致、またそこに携わる農林商工課、今の組織でいいのかというのを、そこに絞って少しお答えいただけないでしょうか。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げます。少し人繰り部分、それから企業誘致のことに關しまして触れさせていただこうかと存じます。

人繰り部分關しましては、今確かに行政、特に愛荘町もそうでございます。民間もそうでございます。人は本当に足りない。そんな点では今持っている経営資源をいかに有効に活用していくか、人材的なことも含めてでございます。

今、愛荘町の職員さんを見ていますと、なかなか、集中している方は本当に集中していると。そういう状況があるかと思えます。全体としての底上げということもあわせて必要であるなとも思いますし、やはり気概というか、より創造性のある仕事をしていくことによって、自分の職業人としてのスキルとかアウトプットを伸ばしていただくとともに、自分のプライベートも充実したものにする。この両方を早いうちから入れていく必要があるのではないかというふうに感じておるところでございます。

組織の全体といたしましては、今、業務量のヒアリングを進めておるところでございますが、やはり仕事の量は本当に多いというように見えております。仕事というか、作業をこなしていくだけで定時の時間が終わってしまう。定時の時間でも追いつかない。そしてそれを何とかやりくりしているというような状況なんだろうと思えますので、全体の仕事のあり方、担っていらっしゃる、引き継がれてきているもの、これを本腰を入れて対処していかないと、なかなかワークロードは軽くなるなというふうにも見えておりますので、全体的なところでございますが、意識や分化も含めて改善の方向により力をいれたいというふうに私も痛感しております。

また、企業誘致のことに關しまして、4万円ぐらいであったと。私も愛荘町行政に入った時に、企業誘致の予算は15万円と書いてあって、なんだこれはと大変驚いたことがございます。それで税収を上げていくための企業誘致ができるのかと、どういうことになっておるのだというふうな問題意識を持っておりました。

そんなところ、少し状況を確認してみたり、視点を広げながら見てみますと、私も、近隣の竜王町がございますね。アウトレットがございます、またダイハツさんという自動車メーカーの非常に大きな拠点がございます。こちらも近年、新たな工場誘致をなさいました。実はこういうところが大変素敵だな、素晴らしいなと思っておるのですが、実はもともと県有地であるということがございます。県主導で県有地を造成し工業団地とされた竜王町、また、以前に開発済みの多賀町・日野町とは愛荘町は異なりまして、県および町所有の工場向けの事業用地が愛荘町には存在しておりません。また、現在、民間においても斡旋できる用地が少ないという状況であるというところがございます。

ただ、森野議員の問題意識のように、私もやはり、商工業また製造業も活発であるということが、町の活力にも大変重要である財政にもプラスであるということを経験しますと、町として現状を追認するのではなく、今後、県また金融機関・関係機関等々と連携をしながら、私自身も率先して動いていきたいと考えております。

また、ご報告といたしましては、愛荘町への進出を検討されていらっしやいました大変大きな物流の企業でございます。こちらの企業も私が直接お出合いさせていただきました、愛荘町への進出ということを最終的にご決断をいただくことができました。現在は造成も進んでおりますので、隣を走っていただきますとお気づきいただけるかと思いますが、大変大きな物流拠点として、西日本を網羅していくようなところでもございます。大変よい関係性を現在のところ構築していくように、向こうのトップ、役員の皆さんも大変苦心をしてくださっておりますので、また、先生方にも改めて見ていただくということもできるようにも伺っておりますので、ぜひ愛荘町で事業をなさる方々、またそんな方々がいらっしやったらぜひご紹介もいただきたいですし、民間の土地の活用ということも、先生方のお知恵をいただきながら開発案件がつながっていけば、大変ありがたいと思います。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） 企業誘致・工場誘致で言うならば、今、町長のお話によりますと、竜王町とかそういったところは公の土地、県であり町でありの土地があって、非常に企業誘致がやりやすい、だからいいんだと。片や愛荘町はなかなかそういったこととはということで、なかなか進まないというのが現状だというようなことをおっしゃいました。

そこを何とか打破していかないとだめなわけなんです。そこをどうするかというところ

ろに、知恵を出す、汗を出すということを考えていかないと、すべて要因が他力本願の要因であって、自力で解決、また進めていくという努力を今後して行っていただきたいと思えます。

何遍も申しましたけれども、いろんところで申しましたけれども、京都大学の法学部の藤井教授のお話を聞いた時に、駄ができれば企業は集まってくる、インターができれば工場が集まってくるということを講演で話された記憶がございます。愛荘町はインターができども、なかなか工場が増えてこないというのは、やはりいくつかの要因がありまして、できない。そこを何とか努力していただいて、やって行っていただきたいというのが願いでございます。

それと、職員の集中してやっている、やっておられないというようなことですが、する、しないに関わりまして、やはり上司またトップの責任なんです、全部。企業でもそうなんです。うちの社員にもっと頑張れよというのも、親方がもっと頑張らないとだめなんです。

そこで、ちょっと話は逸れるというか、あれですけれども、職員研修というのはされておられるのでしょうか。スキルアップのためにとか、いろんな。企業などは社員に対して、社員教育の一環で研修などに行くのですけれども、そういうことは町長、されているのでしょうか。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げます。

研修の機会というのは大変重要でございまして、愛荘町の職員の皆さんもそうでございますが、行政、県内市町向けの研修センターが天津のピアザ淡海にございます。こちらにそれぞれの役職になった際、研修の機会が設けられておりましてそちらに行っております。

また、連携している大学等々の研修にも町の職員は参加をいたしておる状況でございます。そして、現在、まちづくりに向けてということで、外部講師であったり行政関係の方、最近では滋賀県、総務省から出向されている方ですね、それから守山市の方を講師として呼びをしまして、町の職員がそれぞれの機関でどういような事業をなさり、それが愛荘町にどう活用することができるかということで、大変よい内容の研修をしていただいでいて、それが大変励みになっているというような状況でもございます。

また、先月には藤塚政策監から行政マンとしての仕事の進め方、気構えであったり公

役員として必要なこと、特にスキルの部分も含めてお話をいただき、そういう機会をこれからもしっかり設けていきたいと思っております。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） どんどんそういう研修はやっていただいて、さすが愛荘町の職員は違うなど、することも言うことも、また姿勢・態度もすべて違うなどということで頑張っていたきたいと思っております。

それでは、次の質問に行かせていただきます。愛知川武道館・秦荘武道館・愛知川体育館・秦荘体育館、そして愛知川公民館について質問いたします。

まずは公民館からです。愛知川公民館は、公民館という名はついているものの、果たしてどれだけのことができるのか心配しております。文部科学省から出ている『公民館』というパンフレットがございます。ページを開きますと、「つどう・まなぶ・むすぶ」とあり、「気楽に人々が集うことができる場であり、自らが興味・関心に基づいて、また、社会の要請に応えるための知識や技術を学ぶための場である。そして、地域の様々な機関や団体の間にネットワークを形成する。」と明記されています。

ホールを使用しても緞帳がないなど、至るところに経年劣化しており、また、様々な団体ともボタンの掛け違いとも思われるトラブルが起こっていることも事実です。こうした中で、愛知川公民館の建物を含めた今後の運営はどのように考えておられるのか、お聞きいたします。

次に、愛知川武道館・体育館、秦荘武道館・体育館でございます。どの館も鉄骨の建物で、耐久年数は47年と聞いております。各館にはもちろん違いはあるものの、あと3～4年で耐久年数を超えていきます。そうしますと、集約化も考えていかなければならないし、近い将来、スクラップ・アンド・ビルドも視野に入れ、新しい武道館・体育館の建設が必要になると考えますが、どのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

○議長（竹中秀夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（本田康仁君） 森野議員のご質問のうち、「愛知川公民館の建物を含めた今後の運営」について、お答えします。

愛知川公民館は、社会教育法第20条の目的に基づく施設として昭和55年に開設され、40年が経過しています。大ホールの緞帳は、安全確保の観点から取り外してステージを使用している状況であります。

今後の運営については、愛荘町公共施設建物個別施設計画において、「効果的・効率的

な運営ができるよう、2022年までに集約化する。」としています。

町としては、この計画を踏まえ、利用低下の一因である設置目的に由来する利用制限等の課題を踏まえつつ、公民館と町民センターのあり方について整理してまいりたいと考えています。

次に、2点目の「新しい武道館・体育館の建設の必要性」について、お答えします。

愛知川武道館は、昭和43（1968）年に建設、耐震工事を平成10（1998）年に実施、秦荘体育館は昭和53（1978）年、秦荘武道館は昭和55（1980）年、愛知川体育館は昭和63（1988）年にそれぞれ建設されました。

ご指摘のとおり、鉄筋コンクリート造りの体育館の耐用年数は47年であります。愛知川体育館以外の建物は、あと数年で耐用年数を迎えることとなります。

愛荘町公共施設個別施設計画では、愛知川体育館と武道館は令和4（2022）年までに除去も含めて検討し、秦荘体育館と武道館は、体育施設の集約化を検討することで方向性を示しています。

お尋ねの新しい武道館・体育館の建設については、現在の武道館・体育館はいずれも老朽化しており、町内で積極的に活動をいただいている剣道・柔道・バスケットボール等の活動に支障をきたすことのないよう、どのように対応していくべきか、持続可能な行財政の視点を持ちつつ、住民や利用団体等と幅広く意見交換しながら、方向性を検討していきたいと考えています。以上、答弁いたします。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） 武道館・体育館の方からですけれども、今、課長がおっしゃったように、非常に一生懸命青少年のためにやられている指導者の方がたくさんいらっしゃいますし、またそこで習っておられる児童・生徒さんもたくさんいらっしゃいます。それがやがて大きくなり、またこの愛荘町で活躍されているわけですけれども、今答弁にありましたように、幅広く意見交換をして、十分検討してやっていっていただきたい。もちろん、行政主導にはなるのかも知れませんが、そこはやはり住民またここを利用されている方々のご意見を十分聞いていただいて、今後の運営方針に活かしていただきたいと思います。

特にここにも明記されている、先ほど言われましたけれども、剣道とか柔道とかバスケットというのは、愛荘町の子どもたちに本当に長年浸透した団体・スポーツですので、何とかそこでうまくいくようなことを考えて、持続可能な限りやっていっていただきたい

いと思います。

話が前後しますが、公民館のお話です。公民館、2022年というように、もうそこに迫ってきております。もう少し具体的な話というのは出てないのでしょうか。

○議長（竹中秀夫君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（本田康仁君） ご指摘いただきました公民館の今後の方針ということでございますが、今のところ、具体的な方針、コミュニティセンターにするか、それともそのまま残すか、それとも取り壊すかというような3つのことでありますが、今のところ具体的な検討はまだできておりません。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） 地元の住民さんからすれば、近くにやはり公民館またああいホール等があればいいというのは重々承知ですけれども、やはりハーティーセンター秦荘といった素晴らしい施設がありますので、車で行ったところで10分、15分の世界です。

ですから、そこら辺をより大きな視点でとらまえていただいて、そこにはやはり住民さん、今まで近くにあったものがなくなると困るというようなこともありますけれども、それは一生懸命努力していただいて、説明していただければ、きっと住民さんも理解していただけると思いますので、そこら辺も十分考えていただいて、本当に今何をすべきか、また、何を壊すべきか、何を建てないといけないかということを、しっかりと考えていただいて、今後の公民館であり武道館であり体育館であり、そこら辺のことをしっかりとやっていただきたいと思います。

一議員の私としては、あそこを全部平地にさせていただいて、公園をつくっていただいて、その中に立派な武道場でも建てていただいたら非常にありがたいのですけれども、そんなことを思ったりもしています。

次の質問に行かせていただきます。休日の国道8号の渋滞について質問いたします。

国道8号のバイパスのルートが決まり、喜んでおり、今後は早期の完成を願うばかりですが、それまでに現状の国道8号の慢性的な渋滞とは別に、土曜日・日曜日・祝祭日、また夏休み・春休みなどの長期休暇の休日のお昼前後・夕食前後に、決まって国道8号の御幸橋から愛知川地区への激しい渋滞が起こります。

その原因を調べてみますと、先の東近江市にあるファストフード店等のドライブスルーの列が国道まではみ出て停車をし、国道の1車線が駐車場となり、渋滞を招いており

ます。どうか各機関に働きかけていただき、公道が一企業の駐車場・待機所にならないように強く要望いたします。

○議長（竹中秀夫君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（水谷徹也君） 森野議員ご質問の3点目、「休日の国道8号の渋滞」について、お答え申し上げます。

現在の国道8号は朝夕、慢性的に渋滞が発生し、地域住民の生活や産業振興等にも多大な影響を与えています。特に御幸橋周辺では南向き車線がピーク時1kmを超える渋滞長となり、さらには渋滞を避けるために車両が生活道路に進入し、居住者や通学する児童生徒の安全確保が課題となっております。また、土曜日・日曜日・祝日についても同様であり、朝夕や昼において渋滞を確認しているところでございます。

交通渋滞の要因は様々でございますが、愛知川に架かる橋が少ないことに加え、国道へつながる主要幹線道路が橋に近接している関係上、信号間の距離が短いことや、右折車両の通行量も影響していると考えます。あわせて、東近江市の国道8号沿線店舗前についても営業に起因する渋滞を確認しており、当町や国道管理者からの働きかけにより、東近江警察署が頻繁に指導を行っております。

なお、今後、渋滞解消対策として、滋賀国道事務所では、御幸橋北交差点から東近江市の築瀬交差点までの拡幅・改良を計画しており、令和2年度以降には橋梁の一部について着手すると承知しております。この計画によって、御幸橋北交差点から築瀬交差点までの渋滞が解消され、ひいては店舗前の渋滞も緩和されることを期待しております。

長期的には、国道8号の渋滞緩和に向けたバイパスの早期実現に向け、国・県・町が一体となって連携し、一日も早い開通を目指すとともに、現道の渋滞対策についても努力してまいります。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 3番、森野君。

○3番（森野 隆君） 地域住民の生活が非常に支障をきたしている場合もございまして、何とか各機関の方にも働きかけをよろしく願いいたしまして、私の一般質問を終了します。ありがとうございました。

◇ 村西作雄君

○議長（竹中秀夫君） 引き続きまして、2番、村西作雄君。

〔2番 村西作雄君登壇〕

○2番（村西作雄君） 2番、村西作雄です。私は今12月定例会、3つの質問をさせていただきます。まず1つ目には「平成30年度決算にみる監査委員意見者の重さについて」、2つ目は「太陽光発電設備設置にかかる指導要綱等の制定と業者指導について」、3つ目に「姉妹都市交流「夢架橋」にかかる町長引率動向に関して」の3点を質問させていただきます。

まず1点目の「平成30年度決算にみる監査委員意見書の重さについて」であります。令和元年9月定例会において、平成30年度にかかる決算審査意見書が町監査委員の山本憲宏・町議会議員河村善一両氏から町長宛てに提出されました。その中で、昨年・一昨年になく厳しい意見が監査委員から述べられています。

その内容を紹介しますと、「2. 継続的な政策」で、監査員は「町長の施政方針が、町の行政のあり方に大きな影響を与えます。しかしながら、継続的に行われてきた施政を町長の交代により大きく変更することは、施政の歪みを生じることにつながり、変更により生じるメリットよりもデメリットの方が大きい場合が多いです。継続的に行われてきた施策において、急に方向転換するのではなく、現施策の検討を行い、時代政策やデメリットが生じているものについては、町民に認知してもらってから廃止や方向転換していくことが必要と考えます。その点で、検討委員会を設け、今までの施政について町民の理解を得ながら十分検討をなされている点は、適切な対応であると思います。」との意見がありました。

前段の「その点で検討委員会を設け……」云々の部分にあっては、前宇野町政が進めてこられた「ゆめまちテラスえち」の使途方針を全面的に見直し、検討委員会を設ける中で、施設の本格的オープンを1年以上先延ばしした点を指されていると想定できますが、「継続的に行われてきた施政を、町長の交代により大きく変更することは、施政の歪みを生じデメリットの方が大きい。」と指摘されています。

平成30年度の各事業は、有村町政が実質取り組まれた施策であり、その施策に対し監査委員から口頭ではなく文章で「施政の歪みが生じている」と意見されたことは、町民や町民の生活に被害を与えたといっても過言でないと考えます。

そこで、9月に監査委員が述べられた意見書の重さについて、どう感じているのか、町長にお尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） ここで暫時休憩いたします。

休憩 午前 9時56分

再開 午前10時15分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 平成30年度の各事業は、有村町政が実質取り組まれた施策であり、ここで、9月に監査委員が述べられた意見書の重さについて、どう感じているか、町長にお尋ねします。

○議長（竹中秀夫君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時16分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 村西議員のご質問のうち、1点目の「監査委員意見書の重さ」について、お答えいたします。

ご指摘の決算審査意見書では、監査委員より、私（町長）の就任以来の今までの町政運営について、町民の理解を得ながらなされており、適切である旨の評価をいただきました。監査委員の意見を重く受け止め、今後も引き続き町政運営にあたってまいります。以上、答弁いたします。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 私、特に今回の意見書についてでありますけれど、28年度の決算の意見書とか29年度の決算意見書、それぞれ監査委員の意見書も見せていただいているのですが、それぞれの各年度の意見書、例えば28年度でしたら調定額の考え方を整理されたいとか、財産目録の計上方法を検討されたいとか、湖東三山館あいしょうについてとか、それぞれ具体的な監査の内容・結果を、こういうふうに変えたらどうかとか、こういうふうに変えたらどうかという意見を出していただいているのですね。それが30年度、これは実質、有村町政の初年度の決算に関してなんですけれども、冒

頭言いましたけれども、「町政に対し交代により大きく変更することは施政の歪みを生じ、デメリットが大きい」とか、そのような形、または「継続的に行われた施策において急に方向転換するのではなく、時代政策やデメリットが生じているものについては、町民に認知してもらってから廃止や方向転換すべき」というのを、冒頭うたわれているわけです。そういった思いで、今までの監査委員の意見書とは異にするなあというように、その意見書を見させていただいたわけです。

そういった前段でデメリットが生じるとか、歪みが生じているとか言わしめたことについて、その重さについて町長にご意見を聞いているわけでございますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 今ほどのことに関しましては、あくまで世間の一般論でございます。あくまでこの監査委員の意見書の中で、有村町政は町民の理解を得ながらなされておられ、適切であるという旨の評価をいただいているものでございます。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） この件については、いくら意見交換しても堂々巡りだなと思うのです。

ただ、私の思いとしては、そういうふうにも前段でデメリットが生じているとか、行政の歪みが生じているとか言わしめたことについて、どういう思いを持っておられるかというふうに聞かせてほしかったのですけれども、一般論で言われているのでというので、あえて答弁いただけませんでした。進めさせていただきたいと思っております。

次に、ラポール秦荘の駐車場に東部地域防災センターを建築すべく、平成30年度に172万6,920円をかけて設計委託された費用であります。今年度は建築資材等の高騰化を理由に予算化されず、迷宮化しており、このまま建築されないと、東部地区住民に対する防災対策について、監査委員の意見を借りると、委員が危惧されているように「施政の歪みが生じる」ことになり、大きな問題となります。

去る10月の台風19号は、記録的な大雨により東日本の広い範囲で甚大な被害が出て、10月25日現在でありますけれども、死者は13都県で85人にのぼり、いまだ行方不明者は9人に達しています。また、決壊した堤防は、7県・71河川・139か所にのぼっています。

滋賀県は災害の少ない県と言われていますが、地球温暖化により、これからの台風や

大雨による災害は想定外となり得る可能性が高いとの学者見解もあります。宇曾川ダムも治水ダムではありますが、山間部の多量降雨による放流で、宇曾川決壊がないとも限りません。

本町西部には、本年10月に竣工した山川原地域総合センターが、西部地区の防災機能を持つ拠点施設としても位置づけられています。そういった意味からも、東部地区の防災センター建設は、安心・安全のための東部地区住民の悲願でもあります。

施政の歪みを生じさせないためにも、設計費170万円余を無駄にしないためにも、令和2年度の当初予算にラポール秦荘での「東部地域防災センター」の建築費を計上することを、町長に強く求めます。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 「東部防災倉庫を令和2年度の当初予算の計上することについて」の問いにつきまして、お答えを申し上げます。

先ほどもございました監査委員の意見を借りるならば、適切な町政がなされているということで、監査委員の意見を付けていただいております。このことは、監査委員である山本先生に確認をすることでございますので、その点、再度ご質問の中に組み入れていらっしゃいましたので、訂正をさせていただきたいとお伝えさせていただきたいというふうに存じます。

村西議員ご質問の東部防災倉庫につきまして、お答えをいたします。町東部に防災倉庫を設ける方針に変更はありませんが、本年6月に外川議員のご質問にご答弁をしたとおり、倉庫の新設に要する費用が資材高騰や人手不足等の影響で当初見積もりを大幅に超過していたため、本年度の予算計上を見送ったものです。

現在、新たに防災倉庫を建設するのか、それとも町東部に所在する既存の町施設を有効活用して整備していくのか、今年度中に決定をする予定です。

なお、町東部地域においては、秦荘西・秦荘東両小学校に防災倉庫を設置し、発動発電機・毛布・カセットコンロ等の備蓄資材を整備しています。町としては、住民の皆様の命と財産を守るため、今後も町全体の防災能力の維持・向上に取り組んでまいり所存です。以上、答弁いたします。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） ただいまは新たに、予定地のラポール秦荘内に防災倉庫を建設するか、それとも東部に所在する町施設を改修・改造して有効活用するか、今年度中に

検討したいというようなことをございました。

私はそれぞれその目的に合致しておれば、何も新設にこだわることはないというふうにも考えるわけですが、既存施設の改修となると、当初どおりから防災センター機能に間取り等がなっていない部分について、大改造等も必要になってくるというようなことをございますので、また現在、設計済みの防災センターですが、2年も経ちますとそれぞれ単価構成・単価修正をしていって、設計を再度見直す、見積もりをする必要も生じてくると思います。

そういったことも含めて、東部地域の防災倉庫建設については、万全の体制で新年度取り組んでいただきたいと思います。

次に、2問目の「太陽光発電設備設置にかかる行政指導等の制定と業者指導」について、質問をいたします。本年7月から8月にかけて東出地先南側民家敷地隣に、長さ約70m・幅7.5m～19.5mにかけて、太陽光発電設備を乗せる台座が設置され、東出区長をはじめ近隣住民は寝耳に水の思いで、東近江市の設置業者に話し合いを求めました。業者としては、太陽光発電設備の設置に関して、愛荘町として何の規制もなく、自分の土地もしくは借地に太陽光発電設備を設置することは何ら問題ないとの立場で、台座への太陽光パネルの設置を進めていくとの姿勢であります。

○議長（竹中秀夫君） 暫時休憩します。

休憩 午前10時26分

再開 午前10時27分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 台座の状態をしてみると、全体を1m程度かさ上げしているため、法肩すなわち勾配の上の部分の高さは民家敷地から3m～4m近くにも達し、近隣民家玄関から数メートルの距離にある中で、1階の軒先が隠れてしまうほどのうっとうしい状態であります。今まで自然の太陽の光を受け生活されていた居宅が、この設備で光も入らず、毎日、軒先から見ていた田畑の景色も全く遮られ、生活権をも脅かされるような事態に様変わりしています。また、台風等での強風が太陽光パネルに当たることによって風の流れが変わり、自宅に大きな被害を及ぼすのではないかと、さらには、そ

のパネルが吹き飛ばされた時の自宅被害など、心配は尽きません。

高さが4mを超えていても、電気事業法第2条第1項第16条に規定される電気工作物のため、建築基準法に基づく工作物の適用対象から除外され、敷地も3,000㎡以下のため町の開発指導要綱も適用されず、どの法にも触れないようです。また、一部台座が民地にかかっていることや、敷地排水は南側1本のみで敷地四方にないため、民地側へ敷地排水が流入する恐れもあり、さらに南側排水路は農業用排兼用水路に排水されるなど、自治会や近隣に事前協議されていれば防げた工事もされています。

私は、こうした太陽光発電設備が自治会はもとより近隣民家に何の相談・声掛けもなく設置される、設置できることに大きな疑問を抱きます。10数年以上前から、全国的に山の傾斜地に太陽光発電設備が設置され、それが地滑り等により発電設備もろとも流されるといった状態が起これ、該当自治体では条例や指導要綱等により規制の対象とされてきた経緯もありますが、本町では山での発電設備はなく、結果、何の規制も引いてこなかった実態があります。

東近江市でも、数年前より自治会や住民から、「太陽光発電パネルを設置されたが、太陽が反射してまぶしい」、「雨水処理が十分でなく民家に雨水が入る」、「支柱が立てられたが、何をやられるのか」、「管理者が不明で草刈りなどお願い先がわからない」といった苦情や質問が相次ぎ、防災・環境・景観上の観点から、近隣住民や自治会などとの関係が悪化するなどの問題が懸念されていました。

こうしたことから、昨年6月、「東近江市太陽光発電設備設置に関する指導要綱」を制定され、最大出力が10kW以上で屋根や屋上に設置するものを除く発電設備に関して、設置工事に着手する30日前までに市に届出書の提出を義務付け、これには電気事業法や森林法・農振法など18にもものぼる各種法令への合致確認と、地元自治会や近接土地所有者への説明・周知を徹底したものであります。県下で同様の指導要綱は高島市や日野町でも制定されており、大津市は条例化しているとのこと。

資源エネルギー庁は平成29年3月、太陽光発電にかかる「事業計画策定ガイドライン」を定め、地域との関係構築として、①事業計画作成の初期段階から地域住民と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。②地域住民とのコミュニケーションを図るにあたり、配慮すべき地域住民の範囲や説明会の開催や戸別訪問など、具体的なコミュニケーションの方法について、自治体と相談するように努めること等々示していますが、あくまでガイドラインで強制力

はありません。

町内での太陽光発電設備の設置に関して、地元自治会や近隣住民への事前説明を義務付けた町の指導要綱等の早急な制定を町長に求めます。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 村西議員の「太陽光発電設備設置に関する指導要綱策定」について、お答えをいたします。

ここ近年では、太陽光発電施設が県内でも多数設置されている状況です。こうした中、太陽光発電設備設置に関し、事業者から近隣住民や自治会に対し事前説明がなく、地元住民の生活への影響の発生が懸念されることから、11月15日に東出自治会から今後の規制に向けた要綱作成に関する要望が町にありました。これを受け、同日中に担当課に速やかに太陽光発電設備の設置に関する指導要綱を策定するよう、私（町長）から指示をいたしました。以上、答弁といたします。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 町長自ら、どうしても必要な指導要綱だということで、策定するよう指示したという答弁をいただきました。ここで、建設・下水道課長にお伺いいたします。

指導要綱を作成するというような方向であると思いますが、その指導要綱をいつ頃制定して、発行されるのか。また、指導要綱の内容ですけれども、それぞれ市町によって何kWの発電以上とか、どういった場合とか、いろんな指導する内容がまちまちでありますけれども、概ね今現在考えておられる指導要綱の素案について、概略を説明いただければありがたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（水谷徹也君） 村西議員の再質問でございます。いつ頃という、発電設置要綱を策定するのかと、またその内容についてということでございます。

策定期間につきましては、近隣にも策定の市町がございますことから、策定時点での問題点あるいは策定後の地元との調整結果等を参考にしながら、今年度中を目途に策定を考えております。

また、策定の内容でございますけれども、今後、先進自治体の運用状況を参考にしながら、実効性のあるものにしてまいりたいと、このように考えております。

現段階での考えにつきましては、特に容量に関して申し上げますと、町内の太陽光発

電設備のうち最大出力が 10kW 以上のもの、ただし、建築物の屋根または屋上に設置するものは除くと。そしてまた届け出に関することにつきましては、事業者は設置事業をしようとする 30 日前までに設置届け出書を提出するというようなこと、また、地元調整に関することにつきましては、関係確認書によって遵守事項、特に関係法令ですけれども、そちらについて確認を行い、届け出の段階で地元自治体等の説明結果報告書を提出を求めるように考えておるものでございます。

また、細部につきましては、今後速やかに検討してまいりたいと考えております。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 2 番、村西君。

○2 番（村西作雄君） 10kW 以上、30 日前に届け出、自治会への説明でその写しを付けたとか、東近江市のそこそこ厳しい内容に基づいた案について考えていただいているのかなと思っております。できるだけ早くこれが発行できるような努力をお願いしたいと思います。

次に、東出区民の願いや思いをしっかりと受け止め、民地との境界確認をはじめ民地側への排水路新設や敷地排水の農業用排兼用水路への排水取り止め、さらには発電設備を低くし、近隣民家への影響を最小限に食い止めるなど、設置業者に対して行政指導をお願いしたいと思いますが、その気持ちがあるか、町長にお尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 村西議員の「発電設備設置業者に対し行政指導はできないか」について、お答えをいたします。

要綱策定前に設置された太陽光発電施設については、不遑及の原則により、要綱を策定した後において行政指導を行うことはできません。しかしながら、住民の皆さまの生活環境を守るため、要綱の趣旨を説明し、業者に協力をお願いしてまいりたいと考えています。

○議長（竹中秀夫君） 2 番、村西君。

○2 番（村西作雄君） 当然、指導要綱ができる前の施設に指導要綱に基づいて行政指導するということは、少々無理なような気がします。ただ、町長お考えのように、協力を業者をお願いしていきたい、その趣旨に合うようにというような答弁であったかなと思います。

ここでちょっと町長にお尋ねしますけれども、今現在問題となっている東出の太陽光

発電の台座状態、現地踏査、現地を自分の目で見ていただきましたでしょうか。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 伺い、拝見をいたしております。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 現実見ていただいたら、私が申すより本当に近隣のおうち、今まで眺望が開けていた南側の全面に太陽光の台座が設置されています。そして、もう今にもパネルを設置するかというようなところでもありますけれども、どうも10月以降、11月にパネルを設置するといっておられた業者でありますけれども、東出自治会との両社との話し合いにより、今ちょっと中断されているような、もうちょっと善後策を、少しでも影響がないような形での設置というような方向で話し合いが進められていると思います。ぜひとも、自治会と業者だけではなくて、そこへやはり行政も入っていただいて、自治会・近隣住民・関係住民からすると、やっぱり行政というのはこころの拠り所だと思うのですね。そういった中で、こういった指導要綱も今年度中に制定するのだけれど、その前の設置なんだけれども、もう少しこういうふうならないか、もう少しできないかというような形で、ぜひとも自治会と業者の橋渡しをしてもらいたい、そういった思いでいますけれども、建設・下水道課長、その思いについてお聞かせください。

○議長（竹中秀夫君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（水谷徹也君） 要綱が策定できていない段階から、なかなか行政指導は困難であると考えておりますけれども、隣接者のご意見また思い等をお聞きさせていただいたり、また自治会としてのご意見をお伺いしながら、町として現段階での問題点を把握をさせていただき、あわせて施工業者の意見につきましても今後調整していきたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） それでは3問目、姉妹都市交流「夢架橋」にかかる町長引率動向に関して、質問をいたします。

25回目となる姉妹都市交流「夢架橋」中学生派遣事業は、秦荘中生4名・愛知中生6名、町長をはじめ引率者3名の合計14名で、今年も7月30日から8月8日までの10日間、アメリカウエストバンド市でのホームステイをはじめシカゴ観光を楽しみ、無事帰国しました。その費用は、本年度予算額で総額774万5,000円であります。

出発前の議会全員協議会で、町長がこの派遣事業に同行するとの報告を受け、私は当

然、団長として引率されるものと理解しておりました。ところが、町広報 10 月号での夢架橋報告記事を見てみますと、団長は健康推進課長が務め、町長はただの同行者であることがわかりました。団員の親の友人からは、事前に「町長は途中からいやはらへんようになった」との話を聞いていましたので、記事写真を確認しますと、現地ウエストベンド市での歓迎式典には英語でスピーチされたと記されていますが、同市でのお別れ会や愛知川庁舎での解散式写真には、町長の顔が見当たりません。

9 月 5 日の 9 月議会定例会冒頭の町長説明では、ウエストベンド市への中学生派遣事業に関して、12 年ぶりの首長訪問や住民主体のまちづくりの様子などについて、議会をはじめ町民に報告されましたが、アメリカでのその後の自分の行動については何の報告もありません。

9 月 24 日の議会全員協議会の席上、私は町広報紙を示し、このことを質しますと、町長は初めてそのことを認められましたが、何の質問もしないとそのまま夢架橋引率の報告だけに終わり、私らにまでアメリカ出張の実態を正しく伝えないまま過ぎていたのではないかと危惧しております。

職員から A 市への出張伺いが出た時、それが職務上必要な用務であれば許可されると思いますが、実際は A 市のほか職務上参考になると思ったので B 市にも行き、復命は A 市のことだけされたのと同じではないでしょうか。

10 月 18 日の全員協議会では、アメリカでの単独研修についての他議員の質問に対し、「ポートランド市を訪問し、公共交通について研修を深めた」との口頭での答弁がありました。しかし、町長の口からは「人口 60 万人都市の 2 万人都市とでは、おのずと規模が違いすぎ、あまり参考にならなかった」とのニュアンスもありました。

町長は議会や広報紙を通じて、町民には夢架橋に同行したとの報告をしておきながら、7 月 30 日から 8 月 8 日までの 10 日間のうち、中学生との同行は何日間で、ポートランド市には何日滞在し、そこで公共交通を含めどのような視察研修をし、8 月何日に帰国されたのか、お伺いします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 村西議員の「姉妹都市交流「夢架橋」にかかる日程に関して」のご質問に、お答えします。

7 月 30 日に「夢架橋」参加者とともに日本を出国した後、翌 31 日にウエストベントに到着、8 月 3 日まで同地に滞留いたしました。その後、3 日にポートランド市に移

動し、4日はポートランド市内にて公共交通機関、再開発がなされた町並み、商業施設等の視察、5日はポートランド市郊外で大学キャンパスや工業団地等の視察を実施しました。6日早朝にポートランドを出発し、翌7日、日本に帰国いたしました。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 子どもたち、中学生は8月8日に帰国したのですけれども、町長は前日の8月7日に帰国されたということであります。

大変、8日以降、重要な用事があったのかなというふうには推測しますけれども、私は一旦、ポートランドへ行かれるのも然りですけれど、そこからやはりウエストベントへ帰って、一緒にホームステイ先の皆さんと親しく、お礼を言っていたとか、「また来年もお願いします」ということとか、本当に首長の参加は12年振りということでもありますので、あえて私はコーディネーターのロジャー・ノビ夫妻に対しても最後のお礼を言っていたくなり、そういったことをしてほしかったのですけれども、その点、よほどの8日以降の日程が詰まっていたのか、若干お聞きしたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 8日からの滋賀県町村町長連絡会議に出席をするため、7日の帰国をいたしております。なお、同会議は東京で開催されたため、費用比較の結果、成田空港着のフライトとしたところであります。

また、先のノビさん・ロジャーさんはじめウエストベントで受け入れをしてくださった方々には、大変、私からの謝辞ということを申し上げます。ウエストベントの市長に対しても同様でございます。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） また後ほど、なぜポートランドへの報告がしなかったのかということは後ほどお聞きしたいと思うのですけれど、ポートランドへの一例、例えばウエストベントからシカゴへ行かれて、シカゴからポートランドへ飛ばれて、そしてそこで3日間、いろんな視察をしたというお話は聞かせてもらいましたけれども、町長のその部分の経費については、いかほどくらいになるのか、まちづくり協働課長にお聞きしたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） 町長のポートランドの渡航費用はどれだけかというご質問です。

渡航費用に関しましては、部分的な工程を切り出して費用として算出することはできない状況でありまして、しかしながら、一人当たりの費用としての説明をさせていただきます中では、町長の派遣に要した費用につきましては、総額 53 万 2,571 円でございます。引率者一人、団長であつたり教師であつたりの一人当たりにつきましては、56 万 2,952 円となっております。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 2 番、村西君。

○2 番（村西作雄君） ありがとうございます。一日早く帰られたので、若干安くついているのかなというようなことかなと思います。

私、先ほど質問しましたがけれども、職員がA市へ出張を町長に申請して、復命はA市だけのこと、実はせっかくA市まで行ったのだから隣のB市へ勝手に行ったということなのかなど。そして、旅費についてはB市の旅費もくださいと言っているのかなというようなことじゃないかなと思います。職員出張でそんな事例があれば、認められるのかなというふうにも思いました。

次にですけれども、今回のポートランドへの行動費用は公費で負担されていると思いますが、公費負担であればなおさら、町長の別行動中の報告とそこで学んだことについて、今後どのように愛荘町のまちづくりに活かしたいのか、初の海外出張であるからこそ、オープンにして町民に報告する義務があると思います。町民に対し、ポートランド市での視察研修の報告と、その所感について求めるとともに、今回の一連の行動、米国での別行動の事前報告をいただいてなかった、事後報告が当初なかったことについて、町長の考え方を求めておきます。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 村西議員の「視察研修の所感と報告について」のご質問にお答えを申し上げます。

ポートランド市では、広大な自然環境に囲まれたコンパクトでエコなまちづくりを、路面電車等を活用しながら視察しました。特に自転車専用レーンやレンタサイクルが整備され、朝夕、郊外からも多くの方々が自転車で市内に通勤してくる様子や、自転車を電車に積み込めるシステムが印象的でした。

もちろん、一概に米国の都市と愛荘町とを単純に比較することは困難ですが、当町における歩行者・自転車空間の不足を改めて認識するとともに、人を優先したまちづくりがまちの活力に大きな影響を与えている現状を認識しました。また、都市計画のもと、

商業施設と住宅とがはっきりと区画整理されたうえで、これらがうまく組み合わせられたまちづくりを志向していることを肌身で感じました。

加えて、市内および近郊には数多くの優良企業が拠点を構えており、旺盛な民間企業の開発意欲を活用し、民間の力をうまくまちづくりに活用する、官民の関係を目にいたしました。

愛荘町においては、統一的な土地利用の考え方に基づいたまちづくりに関しては途上にあります。ポートランドにおいて、優良企業の存在が好循環となり、まちの発展に寄与していることも踏まえ、町としても積極的に様々な主体がまちづくりに参画する取り組みを進める必要があると感じた次第です。

今後のまちづくりにあたっては、今般の視察で得られた視点も踏まえながら、しっかりと政策に私の思いを反映してまいりたいと思います。また、今般の出張全般にかかる報告のあり方に関するご指摘についてですが、今後も引き続き適切に議会に対し説明を実施してまいりたいと考えています。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） インターネットでアメリカの行きたいまちを検索しますと、ポートランド市というのは一番出てくるのです。その中で町長がポートランド市へ行っているいろいろなことを見聞していただいた。これについて人口60万人の都市と2万人の町とは違うけれども、その良さについても研修を活かしていきたいというお言葉、大変うれしく思います。

ただ、私、今回の問題にしているのは、アメリカの夢架橋に一緒に行くという報告だけで、ポートランドへ行って来る、そしてこういう研修をしてきたいというお話も一切当初なかったこと、そしてその結果報告についても、私らがどんな勉強をしてきたのかと言わないと、言われなかった。この点については、私は今回の今の答弁には、何の反省も思いもない。ただただ、今後も引き続き、「今後は」だと思いますけれども、適切に議会に説明実施していきたいという言葉で結ばれております。再度、初の海外出張だからこそ、私はあえて、どういったところへ勉強しに行って、ここへ寄ってくるという話もできなかったのかなという思いをするわけですがけれども、その点、町長の思いを再度お聞かせください。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） お答え申し上げます。

ポートランドへ訪問している経過でございます。これは元教育長の渡部幹雄さんから、ポートランドのまちづくりは大変参考になるというご助言をいただいて、今般訪問をしているものでございます。また、現地におきましての2日間、現地の日本人会の会長をお務めになった方にご案内をいただきましたと、そのような状況でございました。

また、議会等への報告ということをおっしゃっていただいております。愛荘町におきましては、海外出張に関する事前・事後の報告に関し特段の定めはないというふうに認識をいたしておりますが、今後も引き続き適切に議会に対しての説明を実施してまいりたいと考えております。また、議会以外も含めてですけれども、町内の様々な会合でこのことは報告をさせていただいておりますし、また、まちづくりに関しても町の課長会等々も含め、適宜適切に私の方から、私の学びであったり、まちの様相であったりということはしっかりと共有をさせていただき、今回の学びの糧ということをしっかりと活用いたしております。

○議長（竹中秀夫君） 2番、村西君。

○2番（村西作雄君） 今回の町長の行動、私は外からずっと冷静に見ていますと、「町長なんだから、自分の行きたい所へ行ってくる」というような思いが頭の中にあるのではないかな。私たちの報酬、町長や職員の報酬もさることながら、町民からの血税によって私たちは働かせていただいている。出張にも出させていただいている。そういった気持ちをやはり、私も含めてですけれども、管理職、三役、職員みんなが持って、これからの町政を歩んでいただきたいというふうに思います。

来年2月で町長就任半ばの2年が過ぎます。職員の意見にもやっぱりこれからしっかりと耳を傾けて、職員とともに愛荘のまちづくりを後半頑張るんやという思いで取り組んでいただきたいと思っておりますけれども、それについての町長の思いを最後にお聞かせください。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げます。

まず後段の部分に対しまして、大変重要な部分でもございますので、またお答えをさせていただきますけれども、ポートランドということ、私、主観がずいぶん入ってらっしゃるのかなと思うのですけれども、有村が手を挙げながらポートランドに行きたいのだということを申し上げたということでは全くございませんので、その点はしっかりとご理解をいただければ、大変幸いです。あくまで渡部先生から、これからの愛

荘町ということをとらえるならば、ここへ行っておくということを、今回ウエストベントにいらっしゃるという機会をとらえるのであれば、ぜひ寄っていくことをお勧めすると。なお、そのことに関しましては、ポートランドで大変、私イコール渡部先生がお世話になった方がいらっしゃるから、その方につないで差し上げようというような経緯があったものでございます。

また、先に私が団と一緒に帰れなかったのは、あくまで町村長の連絡会議への出席があったということでございます。費用の部分も含めまして、東京開催でありましたから、成田に到着せねばならなかったということでございます。

また、私一人の移動となってしまうこと、これは私の移動に対して費用をまたウン十万かけながらつけるのかというところがございました。あくまでかの地におきましては日本人会の方がご案内をいただけるということでもございました。移動等々に関して、私は子どもでもないので、そのことだけでウン十万もしていただく必要はないという判断はいたしておりましたけれども、そもそのことで申し上げれば、首長が一人で移動するということが自治体ではなかなかないのです。ほかの市であったりというところは、常に秘書官がついてというところでもあると思いますけれども、なかなか今回のことに関しましては、すべて合理的な判断をしていくとすれば、仕方がないけれども、ふさわしいというところであったと存じております。

今ほど、半分ほどの任期に差し掛かっている、職員の皆さんのご意見をしっかりと連携をしていながら進めていってほしいとおっしゃっていただきました。全く同感でございますので、引き続き皆さんと力を合わせながら、活力ある愛荘町をつくってまいりたいと。そのために力を合わせ、汗を流していきたいと、また皆さんからお知恵を賜っていきたいというふうに存じます。以上、ご答弁申し上げます。

○議長（竹中秀夫君）　ここで暫時休憩といたします。再開を15分といたします。

休憩　午前11時00分

再開　午前11時15分

○議長（竹中秀夫君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き一般質問に入ります。

◇ 徳田文治君

○議長（竹中秀夫君） 9番、徳田文治君。

〔9番 徳田文治君登壇〕

○9番（徳田文治君） 9番、徳田文治。令和元年12月定例会、ただいまより一括方式で質問を行わせていただきます。

先般の台風19号は、東日本に未曾有の甚大な被害を与えました。亡くなられた方のご冥福をお祈りしますとともに、被災されたすべての方にお見舞いを申し上げます。そして、一刻も早い復旧・復興を願っております。

今回、私は2問させていただきます。1問目は大学との地域連携の推進について、2問目は自然災害対策・防災体制の充実についてでございます。

1番目、大学との地域連携の推進について。地域のことは地域で決め、実行し、責任を取る地方の時代と言われて久しいが、行政と町民が共に協働して、子や孫に夢が持てるまちづくりは喫緊かつ永遠の課題であります。

一方、大学においては教育と研究を本来の使命とし、これまで優れた人材を養成し、研究成果の創出により知的財産を積み上げてこられました。その成果を社会に還元し、持続的な発展と国民の生活の向上に資することが、大学の社会的使命として産学官連携を促進されてきました。

そして、地域における大学の役割として、地域コミュニティや福祉・環境問題など社会全体の発展に寄与し、責任を果たしていくため、大学と地域市町との協定を進めてこられました。

本町におきましては、大学の「知」と「調査研究」の力を借りて、地域の持続発展と職員の能力向上を目指して、平成19年4月に彦根市にあります滋賀大学、平成22年4月には東近江市にありますびわこ学院大学、平成23年7月には彦根市にあります聖泉大学、さらに平成26年6月には彦根市にあります滋賀県立大学と相互協力協定を締結されています。

これらの協定では、両社の密接な連携、相互協力の充実のもと、事業として地域の活性化、産業の振興、文化の振興、学校教育および生涯学習、健康・福祉、農業、観光、人材育成など多岐にわたっています。以上のことを踏まえて、次の事柄についてお尋ねをいたします。

まず1点目、今日までこれらの協定に基づいてどのような成果が得られたのか、大学別に具体的にお示しをいただきたいと思います。2点目、これらの大学との連携につい

て、どのように認識されているのかお尋ねをいたします。最後3点目、協定している大学との連携の充実、さらに広く他の大学との連携をどのように進めようと考えておられるのか、お尋ねをいたします。

2問目、自然災害対策・防災体制の充実についてでございます。全国各地で発生する自然災害・異常気象など、国民生活を脅かす様々な事象が発生しています。そうした中で、河川の整備や土砂災害の防止対策・治山対策・雨水整備など、本町の根本的な安全性の確保を図る必要があります。

先般、大規模な土砂災害や浸水被害を起こした台風19号は、日本列島に甚大な被害の爪痕を残して、今もまだ避難生活を送っておられる多くの方がおられます。

11月11日までの共同通信の集計によりますと、死者は13都県の90人（災害関連死を含む）、行方不明者は5人にのぼっています。内閣府によると、10月下旬の記録的豪雨の影響もあり、2,669人が避難所での生活を余儀なくされています。総務省消防庁によると、確認された住宅被害は8万7,896棟にのぼり、水害の深刻さが浮き彫りになっています。

その内訳は、全半壊が16都県・1万1,685棟、一部損壊が28都道府県・1万1,906棟。床上浸水は17都県・2万9,998棟。床下浸水は20都県3万4,307棟。そして断水は2戸になっています。

国土交通省によると、土砂災害の件数は20都県で884件、堤防の決壊は7県の71河川・140か所ありました。行方不明者の捜索を急ぎ、被災地の復旧作業が進められています。近年、激甚化する気象状況にどう備えるかも、問われているところでもあります。

本町におきましては、町民の生命や財産を災害から保護するために、愛荘町地域防災計画・愛荘町水防計画・愛荘町国民保護計画に基づき、各種マニュアルや業務継続計画の策定に取り組む必要があります。災害に強いまちづくりのためには、日頃から町民一人ひとりが災害への危機意識と自主防災の意識を持ち、災害発生時の初動対応を迅速かつ的確に対処できる知識を身につけるとともに、地域住民が協力して防災活動を行う自主防災組織の育成が重要になってきます。

第2次愛荘町総合計画では、東部・西部地域において各種災害に対応できる防災施設を整備し、早期避難や避難者対策の充実・強化を図りますと明記されています。先般、西部地域において、10月19日に山川原地域総合センターで増改築工事の竣工式があり、災害時には一時避難所として多目的に使用ができるようになっています。

本町の地域防災計画は、災害対応体制を整備することにより、町の地域ならびに住民の生命・身体および財産を災害から保護するとともに、災害による人的被害・経済的被害を軽減する減災のための備えを、より一層充実することを目的としています。現在、町の災害対应用備蓄品は、愛知川消防センターで保管をされています。万が一に備え、東部地域の防災・減災対策のために必要な機能や設備に対応できる防災倉庫を、できるだけ早期に整備していただきたいと思えます。

また、防災倉庫新築のための財源として、有利な国の緊急防災減災事業債があり、その期限が令和2年度までと聞き及んでいます。以上のことを踏まえて、次の事柄についてお尋ねをいたします。まず、ハード対策として、1点目、東部防災倉庫（備蓄品）の新設・改修はいつ頃になりますか。2点目、不飲川河川改修事業の早期着手に向けて進捗状況はどのようになっていますか。最後の3番目、安壺川の浚渫川ざらえや草木の撤去について、お尋ねをいたします。

次に、ソフト対策についてであります。災害時に命を守るため、住民に対する啓発方法と訓練実施であります。まず1点目、自助・共助の普及推進はどうなりますか。2点目、避難行動要支援者への対応はどうであるのか。3点目、一戸のうち一人世帯主が知っていてもだめで、住民全員の教育はどのように考えておられますか。防災無線放送は全戸に放送できておりますか。また、聞こえるようになっていますか。5点目、自主防災組織への避難指示の周知方法はどのようにされますか。最後に6点目、ハザードマップの見直しと住民への周知徹底はどのように考えておられますか。以上、答弁のほどよろしくお願ひいたします。これで一般質問を終わらせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） 徳田議員ご質問の「大学との地域連携の推進」についてお答え申し上げます。

まず、大学別の成果について具体的に申し上げますと、まず滋賀大学に関しましては、同大学の実施する行政職員の地域政策の立案能力向上を目指した「地域活性化プランナー学び直し塾」への職員参加をはじめ、指定管理者選定委員会委員や行財政改革アドバイザーとしての教授の派遣をいただいております。

次に、びわこ学院大学につきましては、子ども子育て会議の委員やPTA連絡協議会研修会の講師としての教授の派遣をいただいております。

聖泉大学につきましては、男女共同参画推進計画懇話会への教授の参画をはじめ、あ

いしょう版「スポーツ×健康づくり×地域づくり」推進事業として、びん手まり体操の共同開発を行っていただいております。

最後の滋賀県立大学につきましては、第2次愛荘町総合計画審議会・防災会議・まちのグランドデザイン構築検討委員会などへの委員として教授の参加や、健康推進員養成講座などへの講師派遣などを行っていただいております。

次に、大学との連携に関する町の認識に関してでございますが、今申し上げました4つの大学との連携協定の成果といたしまして、職員の人材育成、事業の共同開発、審議会への専門的な知見や助言をいただくなど、官学の連携により質の高い事業を進めることができていると認識しており、連携の成果として評価できると考えております。

また、今申し上げました地域の活性化をはじめ健康福祉、まちづくり、人材育成など、様々な分野における大学との相互協力という要素も重要であると認識しております。また、これらに加えまして、大学との連携の過程で、愛荘町に関わりを持つ機会を教授や学生が持つことは、将来、まちを支える存在になり得る関係人口を創出することにもつながり、短期的な政策立案にとどまらないメリットがあると認識しております。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 徳田議員のご質問のうち、「大学との連携の充実・拡充」について、お答えします。

他の自治体と同様、愛荘町の抱える課題を町職員のみで解決するには、おのずと限界があります。そのため、外部の目としてアカデミックな視点を取り入れ、大学と共同で政策を考えることで、新たな突破点を見出すことが可能になります。大学側にとっても、地域に貢献し、また、研究成果を実践する場になるという面で、お互いにメリットを有する取り組みです。

政策監から先ほどご説明をしたとおり、大学との連携により、町の施策の推進や人材育成など有形無形の効果が表れております。私としても、既存の大学とのさらなる連携強化を進めるとともに、現時点で念頭に置いているものがあるわけではありませんが、より多くの大学との連携も、機会をとらえて進めてまいりたいと考えております。

続きまして、徳田議員ご質問の「東部防災倉庫の新設・改修の時期」について、お答えします。

町東部に防災倉庫を設ける方針に変更はありませんが、現在、新たに防災倉庫を建設

するのか、それとも町東部に所在する既存の町施設を有効活用するのか、検討を行っているところです。

町としては、住民の皆様の命と財産を守るため、今後も町全体の防災能力の維持・向上に取り組んでまいり所存です。

○議長（竹中秀夫君） 建設・下水道課長。

○建設・下水道課長（水谷徹也君） 徳田議員ご質問の2点目の「不飲川河川改修事業の早期着手に向けての進捗状況」について、ご答弁申し上げます。

現在の不飲川改修の進捗につきましては、滋賀県において河川予定地の境界確認業務を完了し、計画部分の一部について、用地取得を完了しております。

今年度におきましては、不飲川改修推進協議会や関係自治会と調整しながら、立ち会い後の調印作業を実施し、現在、護岸・用排水路の再検討を実施しております。また、あわせて文化財の予備調査を今年度から来年度にかけて実施いたします。

今後、県におきまして建物補償調査、河川詳細設計、用地取得、本工事と順次進められるよう、本町といたしましても一日も早い治水対策と地元住民の安全・安心のため、滋賀県とともに努力してまいります。

引き続きまして、3点目の「安壺川の浚渫や草木の撤去」について、お答え申し上げます。

現在、滋賀県湖東圏域河川整備計画では、特に洪水による被害の防止の観点から実施する樹木伐採また堆積土砂の撤去、護岸補修などの対策について、地域住民の生命と財産を守るため、緊急性の高いところから順次計画的に実施するとうたわれていることから、今後も引き続き滋賀県へ要望いたします。

一方で、豊かな自然環境や美しい河川景観、憩いやふれあいの場としての河川空間など良好な河川環境を保全し、次の世代へと引き継いでいくためには、地域住民と協働して河川の維持管理を行うことが重要でございます。

そのためには、草刈りやごみの撤去、川ざらえ、河畔林管理など地域住民が行う活動が必要であり、これに対して県・町ともに財政的な支援を実施しております。昨年度からは、川ざらえ事業に伴い発生した残土処分に要する経費について、町単独で補助を行うことができる制度改正を実施いたしました。今後におきましても、引き続き関係自治会とご協議させていただき、共同での河川維持管理に努めさせていただきます。以上、答弁とさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） 続きまして、議員ご質問の「災害に対するソフト対策」に関して、順次お答え申し上げます。まず、「自助・共助の普及推進」に関してでございますが、「自助」いわゆる「自らを災害から守る」という意識に関しましては、本年9月に実施いたしました町防災訓練をはじめ、各自治会で実施しております各種訓練に、住民の方々に積極的なご参加をいただきまして、日頃からできる災害に対する備えであるとか、いつ起こるかわからない災害に対し、どういった行動をとるかなど、自助努力の重要性について普及啓発を図ってまいりました。加えまして、町広報紙におきましても、自らが準備しておくべき災害備蓄品等について啓発を行うなど、様々な場面で自助意識の向上に取り組んでいるところでございます。

また、「自らの地域は自らが守る」という意味である「共助」に対する意識の向上に関してでございますが、各自治会が実施する防災訓練への職員派遣や、職員が災害対応等について自治会に対して行う防災研修・出前講座を通じて、自治会における防災意識の向上に取り組んでおります。

加えまして、これらの機会に際しましては、地域の方々がどういった訓練メニューであれば参加しやすいか、参加される人たちが求める防災に関する知識やニーズはどういったことか等を、あらかじめ役員の方々と協議し、各自治会の地域特性に沿った訓練等の実施を測っているところでございます。効果的な災害対応のためには、自助・共助・公助のどれが欠けてもなりません。町といたしましても、災害対応力の維持・強化に努めるとともに、自助・共助の普及推進に引き続き取り組んでまいります。

続きまして、「避難行動要支援者への対応」について、お答え申し上げます。避難行動要支援者への対応につきましては、「愛荘町避難行動要支援者避難支援計画」に基づき実施しております。この計画におきまして、要支援者情報の収集と管理、情報伝達や安否確認、避難誘導などの避難支援体制の構築、防災訓練等についての考え方・進め方を示したものでございます。

特に災害時の避難支援を希望し、平常時から避難支援者等関係者に個人情報を開示することに同意する要支援者は、避難行動要支援者名簿および個別支援計画を避難支援等関係者に情報提供し、非常時の見守り、災害時での安否確認、避難誘導等に活用できる取り組みを行っているところです。なお、11月末日における登録者数は157名でございます。現在、登録者を増やすよう周知を行っているところでございます。

また、避難行動要支援者を対象とした訓練につきましては、例年、町の防災訓練において実施しており、今年度におきましては9月8日、秦荘西小学校で実施した訓練におきまして、コスモス共同作業所、セルフ・はたしょうの協力を得まして、避難誘導や避難所での対応訓練を実施いたしました。

要支援者が迅速かつ適切に避難行動を行うためには、要支援者本人を含めた近隣住民での日頃からのつながりが重要であることから、普段の防災活動だけではなく、地域における声掛けや見守り等の活動を平常時から深めることが重要であると考えており、自治会や福祉関係者等とも連携し、支援体制の充実を図ってまいります。

続きまして3点目、「住民全員への教育」に関しまして、お答え申し上げます。自然災害による被害の軽減を図るためにも、住民の皆様一人ひとりが災害対応を我が事として認識していただく必要があります。そのためにも、先ほどもご答弁いたしました防災訓練や出前講座に可能な限り全員の参加を呼び掛けるとともに、町広報紙等を通じて周知に努めているところでです。

加えて、幼稚園・保育園・小中学校における各世代の避難訓練や、避難行動要支援者を対象とした訓練など、年齢や対象別の訓練も町全体として実施しております。町としては、引き続きこれらの訓練や広報を通じ、町全体の災害対応能力の向上に努めてまいります。

続きまして4点目、防災無線に関するお尋ねでございますが、防災無線につきましては、町内各家庭に配布しております個別受信機のほか、町内44か所に設置している屋外スピーカーを使用して、全戸に聞こえるように避難情報等の放送を行っております。

個別受信機の屋内設置に際しては、受診環境の調査を行っているほか、屋外スピーカーに関しましては、町内全域の方々が効率よく放送受信できるよう、電波伝搬調査を行い、その結果に基づき配置を行ったほか、屋外スピーカーが近接し放送内容が聞き取りにくいと考える地域では、放送時間をずらし放送を行うなど、運用上の工夫・改善も実施しているところでございます。

5点目の「自主防災組織への避難指示の周知方法について」でございますが、自主防災組織については、各自治会に設置されていることから、町が避難指示等を発令した場合、各自治会長に対し電話連絡を行い、どのような要因により、どの地域に、どのレベルの避難指示等を発令しているか、また、町内の避難場所等の情報をお伝えすることとしております。

最後に、「ハザードマップの見直しと住民への周知」に関して、お答え申し上げます。町においては、平成28年度に愛知川および宇曾川の堤防が決壊した場合に起こり得る浸水状況を、「ハザードマップ」として作成いたしました。これに「非常持出品リスト」や「避難の心得」等の災害に関する情報を追加いたしました『防災ガイドブック』を全戸配布するなど、住民への周知を行っているところです。

今年度、県が愛知川および宇曾川の浸水想定範囲等の見直しを行うと承知しており、町としてはこれを踏まえ、次年度ハザードマップの更新を行う予定です。次期ハザードマップにつきましても、全戸配布を行うなど効果的に発信してまいります。以上、答弁といたします。

○議長（竹中秀夫君） 9番、徳田君。

○9番（徳田文治君） 9番、徳田文治。再質問をさせていただきます。

ただいまは、今日までの滋賀大学・びわこ学院大学・聖泉大学また滋賀県立大学との相互協力に関する協定に基づき、各4大学の成果についてご答弁を賜りました。そのことに関連して再質問をさせていただきます。

まず1点目は、それぞれの大学の特色について、もう少し詳しく説明を求めたいと思います。

2点目は、今後は各大学とのつながりをより強くし、太くして、双方が議論を深め、学校教育および生涯学習、福祉事業、観光と文化の振興、産業の振興、また地域の活性化などの様々な分野で、広く大学と行政・住民が連携して、教員と行政、学生と住民、そして教員と住民などが共同作業の取り組みが大変重要であると考えておりますが、再度考え方についてお尋ねをいたします。

2点目は、自然災害体制・防災体制の充実についてです。今ほど政策監が、ハザードマップの見直しと住民への周知徹底についてご答弁を賜りました。ありがとうございます。先日、各新聞が報道しておりました。県もハザードマップの見直しをかけるということで、次期ハザードマップについても全戸配布を行う予定であると。そしてまた効果的に発信していきますと、このようなご答弁をいただきましたが、あらゆる機会を通じて説明をいただくことが何よりも肝要であると考えております。

平成28年度においてもハザードマップ、愛荘町の防災ガイドブックを全戸配布していただきました。ただし、配付していただきましたが、やはり説明もありませんでしたので、そのことについて再度お伺いしておきます。

それと今回、農水省（国）においては農業用のため池の情報を適切に把握し、決壊による災害を防止するため、農業用ため池の管理および保全に関する法律が制定され、令和元年7月1日に施行されています。本町では、調整池またため池を保有しておられます。この状況と安全対策についてお伺いをいたしたいと思っております。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（竹中秀夫君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） 再質問をいただきまして、大学との地域連携につきましてお答え申し上げます。

まずそれぞれの大学の特色に関してでございますが、個別に申し上げますと、まず滋賀大学におきましては、地域課題を解決することで地域が活性化することを目的に、自治体の支援といたしましてこれらの課題を解決する人材の育成事業を実施していると承知しておりまして、それを踏まえ、当町の職員の人材育成や行財政改革等について連携をいただいております。

次にびわこ学院大学に関しましては、同大学は乳幼児保育をはじめ子育て・高齢者など、いわゆる社会福祉の分野ですとかスポーツ教育をもとに、地域社会に貢献できる人材育成に専門性を持つ大学であることから、子ども・子育てに関する業務について連携をしているところでございます。

3点目に聖泉大学につきましては、同大学は人間学部および看護学部を有しておりまして、その専門分野から協力・協定事項の1つ目に、心・健康・福祉に関する事業が掲げられており、具体的には健康づくりなどの分野において連携した事業を行っているところでございます。

最後、4大学。滋賀県立大学に関しましては、「地域に根差し、地域に学び、地域に貢献する」という滋賀県立大学の使命のもと、同大学が掲げる目標である地域人材の育成や地域課題の解決といった分野に対して、知的・人的資源を提供されていると承知しておりまして、その文脈において町の総合計画などの策定などに関し連携をいただいております。

このように、それぞれの大学が有する学部・学科でありますとか、掲げる目標というものに応じて協力内容を定めているところでございまして、町が必要とする各々の政策分野に関しまして、各大学の特性に応じて連携をしているところでございます。

2点目の協働の考え方に関しまして、お答え申し上げます。先ほどもご答弁させてい

ただきましたとおり、大学と行政が共同でそれぞれの地域課題に取り組むということに関しましては、それぞれの主体が日常の中で気づいていない地域にある資源ですとか、問題解決に向けた新しいアイデアなどを創造することができるということを期待しているところがございます。先ほども申し上げましたとおり、これが町にとってみれば新たな外部の目を入れるということにつながるということになりますし、大学側にとりましても、地域に貢献し、また研究成果を実践する場になるという面で、お互いにメリットを有するものでございます。

町としては、まさに議員先ほどご指摘いただきましたとおり、今後とも様々な分野、様々な階層・レベルにおきまして、大学との共同が実現できるように、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

2点目、自然災害対策のハザードマップの周知に関してでございますが、先ほどご答弁いたしましたとおり、全戸配布に向けて次年度更新、全戸配布を行っていくことに加えまして、ご指摘のとおり説明というのは非常に大事だと思いますので、先ほど別の答弁の中でもございました防災訓練であるとか、各町が実施している防災訓練に対して町職員を派遣したり、出前講座を実施する機会など、そういったより効果が高い場面をとらまえて、ハザードマップの周知もあわせて実施してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（北川三津夫君） 徳田議員の再質問のうち、農業用ため池の件について、お答えをさせていただきます。

議員おっしゃっていただきましたように、令和元年7月1日、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」というものがありまして、その法律においては、その目的につきましても、農業用ため池が有する農業用水の供給機能の確保を図りつつ、防災減災対策の強化を図るために措置を講ずる必要がある」というような目的とされております。

愛荘町が把握しております農業用ため池につきましても、重要水防ため池として10か所ございます。そのうちの8か所については、既にハザードマップも作成させていただいておるような状況でございます。残りの2か所につきましても、来年、補助をいただきながら、その2か所についてもハザードマップを作成できればと考えております。

それと安全性というようなご質問もあったと思うのですが、特に耐震の調査について、全10か所について県の補助をいただきながら調査も実施できればと考えておりますの

で、よろしく願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） 9番、徳田君。

○9番（徳田文治君） 9番徳田文治。再々質問になるかなと思うのですが、今ほどは大学の地域貢献、いろいろご答弁いただきまして、ありがとうございました。

やはり滋賀県には、南部の方については、草津には立命館大学、瀬田については龍谷大学、そして大津には滋賀医科大学もごございます。そういったことも含めて再度、どういったまちづくりに事業展開をされるのか。そしてまたいろいろその財産どのように今後していかれるのか。今わかりましたらご答弁をお願いしたいと思います。これで再々質問を終わりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） お答え申し上げます。

議員ご指摘のとおり、まだ現在4大学との連携というところにとどまっているところでございますが、これに関しましては先ほど町長からも答弁いたしましたとおり、より多くの大学との連携も機会をとらえて進めてまいりたいと、こういうふうには思っておるところでございます。

ひるがえって、まちづくりの方向性と大学連携ということでございましたが、まさに昨年9月に総合計画を策定いたしまして、これに基づいて今後10年間、まちづくりをやっていくのだという方針をお示しをしているところでございますが、まさにそれに則る形で町行政を運営しているところでございます。まさにそういった各分野分野につきまして、課題等も異なりますし、それぞれの分野においてそれぞれ、先ほど再質問でもお尋ねいただきましたとおり、得意とする分野でありますとか、そういった部分もごございますので、現状4大学との連携において、ある程度、各抱える課題につきまして解決を図っているところでございますが、まさに今後、町政運営をより具体的に進めていく中で、こういった課題についてはやはりこの4大学だけではなかなか厳しいかも知れないということがあれば、もちろんそれ以外の大学というものも選択肢として含めて、今後検討していく必要があるかなというふうには考えております。

いずれにいたしましても、総合計画であるとか、まさに今策定作業中であるグランドデザインの作業に関しましても、大学の先生であるとか部外の方も入っていただいておりますので、そういった様々な分野におきまして、大学を含めて外部の目を入れていき、より協働のまちづくりと言いますか、より創造性にあふれるまちづくりを実施していき

たいと考えております。以上でございます。

◇ 澤田源宏君

○議長（竹中秀夫君） 次に1番、澤田源宏君。

○1番（澤田源宏君） 1番、澤田です。防犯カメラの設置について、一括方式で質問させていただきます。

昨今、防犯カメラはかなり進歩し、性能もよくなっています。そこで、愛荘町も自治会ごとに防犯カメラの設置を推奨することを求めます。

愛荘町では、防犯カメラの設置に対し3割の補助ができると聞いていますが、残念なことあまり周知されておりません。そこで、行政も広報や区長会で防犯カメラの設置を積極的に勧めることを検討してみたいかでしょうか。

設置の有無は、自治会にお任せすればいいと思います。設置を希望される自治会は、自治会ごとに設置場所を決めてもらい、ごみの不法投棄や不審者の監視を任せ、足りない場所には町が設置すれば、犯罪の抑止力にもつながり、発生件数も少なくなると思います。町長が先頭に立ち、行政と住民が一体となり、安全・安心な愛荘町をつくっていかうじゃありませんか。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 澤田議員のご質問の「防犯カメラの設置」について、お答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、防犯カメラの設置はそのものの存在が犯罪の抑止につながるほか、事件発生時には録画した映像による犯人特定にも貢献し得るため、犯罪の未然防止、また事件の早期解決、ひいては子どもの安全確保にも大きく貢献し得るものであると認識をしております。

町において独自の取り組みとして、町内自治会を対象とした補助事業を実施しており、地域安全と防災体制の強化を行う事業に対して補助金を交付しています。本事業を活用して、町内1自治会が既に防犯カメラの整備をいたしました。

加えて、防犯カメラの設置を支援する事業として、滋賀県警察本部が実施している地域安全カメラ貸付設置支援事業があります。この事業は、県内の自治会または自主防犯団体を対象に、県が企業から寄贈を受けた防犯カメラを、条件を満たせば無償で借りることができる制度です。この制度については1自治会が活用し、防犯カメラの設置を行

いました。

町としても、住民の皆様の安全・安心の確保に向けて、区長会や町広報等での制度の周知に加え、自治会が前向きにカメラ導入に取り組んでいただけるよう、安価な防犯カメラの紹介、設置・申請に係る助言など、町として自治会の防犯カメラ設置に関して、できる限りの協力をさせていただきたいと考えております。

○議長（竹中秀夫君） 1番、澤田君。

○1番（澤田源宏君） 今いただいた答弁書の中に、県警の貸付条件で、無償で借りる制度があるとしているのですが、無償で借りるとか条件を区長会などで詳しく説明してほしいと思います。

そして、防犯カメラの設置で安全なまちであると周知されれば、人口増加にもつながると思います。

そして、くらし安全環境課の課長にお尋ねしますが、もし防犯カメラで不法投棄を見つけた場合、行政が対応していただけるのか。それともここは県の土地だから県に言ってくれとか、これは警察問題だから警察に行けとかいうのでなく、やはり町が一括して、これは行政で言おう、これは県で言おうとかいう対策をしてほしいと思いますが、その辺をお尋ねします。

○議長（竹中秀夫君） くらし安全環境課長。

○くらし安全環境課長（羽田順行君） 澤田議員の再質問のまず1点目、区長会での防犯カメラ設置に係る周知について、お答えします。

地域安全カメラ、滋賀県警が貸付事業をされている制度の仕組みにつきましては、区長総代会でチラシをお配りしまして、こういった事業を活用して、カメラの導入に向けた取り組みの支援をしているということでご紹介をさせていただきまして、1自治会から要望をいただきまして、今後設置していただけるということとなっております。

また、防犯カメラを設置して不法投棄を見つけた場合の対応についてでございますが、議員ご指摘のとおり、県等の土地でありましたら県であったりそういうところに通知を行い、その後の対応をお願いしているところでございますが、カメラで具体的な不法投棄の方々を特定できましたら、もちろん警察等にもご相談させていただきまして、その後の対応を図っていききたいと考えているところでございます。

今現在、不法投棄がありましたら、そのごみの中身の特定を行いまして、所有者の特定に係るようなものがありましたら、警察等立会をいただきまして調査等をしていただ

いておりますが、またそのほか、そういったカメラの映像なども提供して、あわせて不法投棄をされた方の特定にも非常にカメラは有効と考えておりますので、そういったものも活用しながら、不法投棄がもしあった場合にはそういった映像を提供しまして、できるだけ不法投棄がないよう、安全・安心なまちづくりに貢献できるような形で、カメラの導入につきましては町としても支援ができるように取り組んでいきたいと考えております。以上、答弁いたします。

○議長（竹中秀夫君） 1番、澤田君。

○1番（澤田源宏君） 防犯カメラの設置により、私たちの地域にどれだけサルが多いのもわかってもらえると思いますので、防犯カメラの設置を推奨することを求め、一般質問を終わります。

○議長（竹中秀夫君） これで、澤田議員の一般質問を終わります。

○議長（竹中秀夫君） ここで暫時休憩いたします。再開を1時10分いたします。

休憩 午後0時06分

再開 午後1時10分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。一般質問を引き続き行います。

◇ 西澤桂一君

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤桂一君。

〔4番 西澤桂一君登壇〕

○4番（西澤桂一君） 4番、西澤桂一です。一般質問を一問一答で行います。

9月定例会で質問するとしておりましたが、時間切れにより質問できなかった「教育問題」につきまして、改めて町長・教育長にお尋ねをしたいと通告いたしました。

本日、教育長から欠席届が提出されているということで、教育次長が代わってご答弁をいただくと聞いておりますが、3点の質問につきましては、9月定例会でも提出している質問であり、これを切り口に再質問で教育長のお考えを尋ねたいというのが本意であります。したがって、せつかく答弁書等を用意していただいたと思いますが、残念ですけど、この課題につきましては取り下げという形にさせていただきたいと思っております。

したがって、以下、2問目から町長に対してお尋ねしてまいります。

今まで公表されていなかった愛荘町の小中学生に対する全国学力・学習調査の結果が公表されることになりました。従来から、滋賀県は6年連続で全教科が全国平均を下回り、愛荘町はその滋賀県平均をさらに下回っていると言われておりましたが、残念ながら、これが事実であることが確認されました。

公表にあたって教育長は、「序列化につながるような公表の仕方は必要がない。また、数値による公表を行うことは、学校・園、教育委員会はもとより、役場全庁を挙げて、また保護者・住民、関係機関・団体等の皆様のご協力を得て、まちぐるみ・総がかりで学力向上に取り組むことを宣言するものであると認識している。」と述べられておりますが、全くそのとおりであると思っております。この問題は教育委員会・学校だけの問題ではなく、町挙げてのもので、町長・教育長としての覚悟を示されたものだと思っております。

公表により愛荘町の実態が見えてくるし、それへの対応が求められます。まず、公表の意味を町民に正しく理解してもらうこと、そして、公表によって生じる問題をしっかりと受け止めることが必要であります。そのことが結果として愛荘町の子どもにとり大きなプラスとなり、同時に愛荘町は教育熱心というまちに生まれ変わるものと確信をしております。

冒頭、町長からも教育の大切さにつきましてごあいさつがありましたので、来年度の予算に向けて取り組む時期ということで、期待を込めて質問をさせていただきます。

まず、質問の1番目であります。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口」によると、40年後には9,000万人を下回り、100年後には半減するといわれております。2040年の各市区町村の人口規模を推計した資料によりますと、現在の人口が1万～3万人の市町村は全国で428か所ありますが、このうち人口増と推定されている市区町村はたった21で、愛荘町はこの中に入っています。20年後は、ちょうど現在の小中学生が青年・壮年となり、このまちを背負ってくれる時代であります。

愛荘町の小中学生の全国学力・学習調査結果は非常に厳しい状態ですが、現在の小中学生の学力・学習の向上に対する取り組み、一人ひとりが輝き、生きる力を養成することが、このまちの将来に大きく関わってくると言えます。

このことを十分認識し、大きな視点で愛荘町の教育を育てていくことが重要であります。愛荘町の教育の今後の方向性につきまして、町長はどのように考えているのか、お尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 西澤議員のご質問、「愛荘町の教育の方向性」について、お答えをいたします。

西澤議員のご指摘のとおり、20年後の2040年には、現在の小中学生が20代・30代となり、「愛着と誇り。人とまちが共に輝く みらい創生のまち。」としての愛荘町には欠かせない世代になっています。

そこで私は、自らの未来をつかみ取るための学力向上はもちろんのこと、このまちをよりよくしていこうという思いの継承のためにも、これからの小中学生には、是非公益に資する生き方を良しとする感性を持ってほしいと考えています。例えば、「自分の働きかけや存在が、よりよい社会を築くことの一助になっているかとの意識を持つ」、「原因を自分以外に求めず、まずは自分の守備範囲のことをしっかりやり遂げる」、「多様な価値観を認められるおおらかさや強さ、しなやかさを身に付ける」といった生き方を讃える視点であります。

人に迷惑をかけない、事故を起こさない、事故にも遭わない、健康でいる、文化的にも自らを高めていく、こういった感性や視点を持つ子ども、ひいては大人になっていただきたいと考えています。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） それでは、2点目の質問をいたします。

一人親家庭の児童生徒、要保護・準要保護家庭の児童生徒、外国籍児童生徒など、家庭的・経済的な問題を持つ子どもが多いと思います。このような社会的課題が学校教育以前の問題としてあります。

先日も大学入学共通テストの英語民間試験の取り扱いに関して、文部科学相の「身の丈発言」が、経済格差による教育格差を是認するものとして大きな批判を浴びました。1つのまちや一教育委員会で解決できるものではないが、分権時代の今日、町として取り組む課題も多いと思います。

特に必要なのは、一人親家庭の中でも母子家庭や、いわゆるワーキングプアに該当する家庭の支援であります。母子家庭の50%が貧困状態にあると言われておりますし、労働者の約40%が非正規労働者で、その34.1%が年収200万円未満という統計も出ております。これらの家庭が教育に関して必要と感じている施策は、子どもの学費・通学費の援助、児童扶養手当の増額などです。

経済的格差が教育格差とも言われるように、このような家庭に対して公的な支援をどのような形で行うかを考える必要があります。県でも、一人親家庭支援、子どもの貧困対策について、検討を進めています。町長も日頃から、子どもたちは町の宝、教育・人材育成に力を入れると言われており、教育に対する理解は高いと思いますが、支援に対する町長の考えをお尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 西澤議員のご質問について、お答えをいたします。

子どもの貧困が社会的な問題となる中、国においては平成25年に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が、平成26年には「子どもの貧困対策に関する大綱」が、そして今年6月には「改正子どもの貧困対策の推進に関する法律」が公布をされました。

国では、それらの法律や大綱に基づき、幼児教育・保育の無償化、生活困窮世帯の子どもへの学習支援、ひとり親家庭の親への就労支援、生活困窮者の自立支援、児童扶養手当の充実など、様々な施策を展開しています。

町は国の施策を受け、関係機関と連携しながら事業を実施しています。特に町の役割として重要であるのは、多様かつ複合的な困難を抱える子どもや家庭に対し、確実に支援につなげるとともに、ニーズに応じた支援を適切に行うことと考えています。

そのことから、町では子どもに一番身近な学校や園、また地域の関係機関と連携し、子どもの貧困にいち早く気づき、支援につなげるための体制を整えるとともに、子ども一人ひとりの貧困の状況に応じた個別の対応を行っています。

人格形成に重要な子ども期の貧困は、成長や発達に大きな影響を及ぼし、進学や就職などの選択肢を狭めかねません。子どもたちが自ら望む人生を送ることができるよう、子どもへの支援とともに、家庭への支援を引き続き行ってまいります。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 再質問いたしたいと思います。

ただいま町長からご回答いただきました。確かにそのとおりでありますけれども、非常に総括的な回答でありますので、特に愛荘町で課題となっておりますことについては、その一つひとつの対応を行っている、個別の対応を行っているということでもありますので、例えばどのような対応を行っておられるのか、お答えをいただきたいと思っております。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げます。

町が行っております支援についてでございますが、生活困窮者の児童生徒に対する学習支援教室を湖東健康福祉事務所との共催で実施しております。

こちら子どもの居場所にもなっています。生活困窮者の自立支援の取り組みとして、住民に一番身近な町においては、早期把握と自立相談支援窓口、こちらも社会福祉協議会と連携した対応を実施しております。

また、子どもの医療費の助成、一人親家庭の医療費の助成、幼児教育・保育の無償化、児童養護手当の支給等の実施、あわせて民生委員・児童委員、乳幼児健診、学校・園、要保護児童対策地域協議会等とも連携を実施をいたしております。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） ありがとうございます。それでは、3点目の質問に入りたいと思います。

平成28年12月議会において、愛荘町の貧困（低所得者）対策につきまして、町長に質問いたしました。この中で、愛荘町の実態把握ができていないことに関し、「調査の手法等々研究のうえ、実態調査を考えていきたい」との回答があり、「いつまでか」という質問に対しても、「できれば来年度中」という回答をいただいております。

加えて、所得の低い家庭の子弟に対して、愛荘町においても町独自の奨学金制度を創設することを求めました。これに対する回答は、「高校卒業後、町外・県外の大学に進学し、卒業後、愛荘町に戻ってこないといった現象があるので、人口減少社会に対応する施策が必要と考えている。大学卒業後、愛荘町に戻って来てもらうよう、町内に住所を置き町内企業に就職された人を対象とした愛荘町独自の奨学金制度、あるいはほかの貸与型奨学金を受けた方の奨学金返還補助制度ができないか、検討する」との回答を得ております。以上2点につきまして、結果はどのようになっているのか、お尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） お答え申し上げます。

平成28年の議会答弁を受けての実態調査の検討状況については、貧困状態の調査は、家庭の事情など多様な要因が複雑に絡んでいること、また、貧困の状態を統一的に判断する基準がないことから、そもそもの実施が難しいことに加え、仮に町独自で実施したとしても、その結果を他市町と比較できないことなどから、当時、調査の実施は難しい

との結論に至ったと、担当課から報告を受けております。

次にお尋ねの奨学金についてですが、町独自の制度の導入等に関しては、検討していませんと報告を受けております。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 再質問をいたしたいと思います。

まず、私がこれをお尋ねいたしましたのは、やはり町の施策の基礎データとなってくるものなんですね。先ほど町長は、いろいろな施策をやっているというようなご回答をいただきましたけれども、やはりそういうものは基礎データがあつてこそその対応でありまして、森を見ないで木ばかりの施策を遂行しているというのでは、やはりちょっとおかしいのではないかなど。

しかも、私が質問いたしましたのは、議会という公の場所で町長が回答されたことなんです。それを、「実施は難しいという結論に至った」と担当課から報告を受けているとか、検討してなかったとか、これでは、じゃあいったい町長の答弁というのを私たちはどのように受け止めたらいいのか。やはり執行部というのは、真摯にそれを受けて真剣に検討されて、そのことを報告をしてもらうというのが当たり前の話ですので、今の回答では私はちょっと失望いたします。

そのことにつきまして、これは議会の答弁・質疑のあり方にも及ぶ問題ですので、その点につきまして再度お尋ねをさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げます。

子どもの貧困に対する実態調査でございますが、現在、国において都道府県別の子どもの貧困率などを正確に把握するため、統一指標を用いた全国調査を2020年度に実施される予定であります。この調査は、こどもの貧困率に加え、食事や学習習熟度、地域社会との関わりなど、子どもをめぐる幅広い項目についての質問が想定をされています。

町においては、国において予定されている全国調査に協力をし、調査結果を用い、比較・分析を行ってまいりたいと考えております。

もう1点のご質問でございますが、特に前町長が議会で答弁なさっていらっしゃいますところに関してでございますけれども、当時の町内議論についてつまびらかに承知をしているわけではございませんが、義務教育に係る負担の軽減に優先的に取り組むべきという考えのもと、奨学金制度の導入の必要性は高くないとの担当課の思いに加え、当

時の前町長からの特段の指示はなく、具体的な検討は行わなかったという報告を受けております。

私が町長に就任させていただきましてから、それぞれの議会のご質問をいただき、またその答弁ということを執行部としていたしております。この事柄に関しましては、先生方からの大事なご質問でございますので、その進捗の状況、進捗の管理ということをもっと徹底してすべきだということで指示をいたしております。すなわち、各議会でいただいた、また特にスケジュール等々のあるものに関しましても、担当課にしっかりと進捗管理ができるように、進捗管理表を今、政策監またそれぞれの課で共有をしながら進めておるという状況でございます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） やはり町長が回答いただいたとおり、質問の答弁書の時には、当然、町長だけでなく担当課も入って協議をされていて、その回答をもらっていると思うのですよ。ですから、それを勝手にそのあと町長からの指示がなかったとか、あったとか、そういうことで判断される性格のものではないと思うのです。やはりそういう回答書をつくった以上は、しっかりとそのあともフォローしていく、煮詰めていく、これはもう当たり前の話だろうと思いますので、もう一度その点につきまして、その考え方、私の言っていることがどうなのかを含めて、町長のご意見を伺いたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 西澤議員のご指摘のとおりだというように存じます。決して町長の指示の有無ということでもないというのも、そのとおりでございます。各執行部またそれぞれの所属長におきまして、やはり議会は大事なご意見・ご指摘・ご質問をいただいているというところに関しては、回答書の調整の時にもそれぞれ調整をしておりますので、しっかり認識をしておるものでございます。

基本的には、その中で私も執行部としても合意・共有しているところは、各担当から見てもしっかりと事業の推進をいたさねばならないというふうに考えております。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 次の質問にまいります。

改正子どもの貧困対策推進法が6月に公布されました。これまで都道府県を対象としていた貧困対策計画策定の努力義務について、新たに市町村にも求められることになりました。

その内容は、1つ目が、教育の支援について、教育の機会均等が図られるよう、必要な施策を講ずること。2つ目が、生活の支援について、貧困の状況にある子どもの生活の安定に資するため行われる旨を明記すること。3つ目が、保護者に対する就労の支援について、保護者の所得の増大その他の職業生活の安定と向上に資するために行われる旨を明記することについてなど、当該市町村における子供の貧困対策について計画するもので、早期に作成すべきものと考えますが、どのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） ご質問の「貧困対策計画の早期作成」について、お答えをいたします。

6月に成立した改正子どもの貧困対策推進法では、子どもの貧困対策の一層の推進を図るため、目的に『子どもの貧困対策は、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策であること、子どもの貧困対策を「子ども一人ひとりが夢や希望を持つことができるようにするため、子どもの貧困の解消に向けて児童の権利に関する条例の精神に則り」推進すること』などを追加するとともに、支援を行き渡りやすくするため、これまで都道府県を対象とされてきた貧困対策計画策定の努力義務を、市町村に拡大されました。

町では子どもの貧困対策については、今日まで「子ども・子育て支援事業計画」の中で、国の施策に則った保育料等の減免や、相談体制について位置づけて取り組んでまいりました。また、生活困窮者自立支援制度において、子どものいる世帯についても支援をしているところです。

その流れを汲み、現在特定中の第2期子ども・子育て支援事業計画の中にも、子どもの貧困に対する取り組みについて盛り込む予定をしているところです。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 再質問になりますけれども、ですから、今答弁いただきましたように、やはり子どもの貧困の状態、その実態を町としてはしっかりとらえるのが前提なんです。そういうことがなくて、こういうような、今町長に答弁いただきましたけれども、そういうことが果たしてしっかりとできているのかという検証にもなりません。

例えば、滋賀県では子育て中の一人親家庭は全世帯の2.58%に当たる1万4,560世帯

がある。こういうような実態把握をきちんとしているのです。ですから、愛荘町はそういうことすらできていなくて、いろいろな施策を充実させるといっていますけども、果たしてそこには疑問がついてまいりますので、その点につきまして、やはり実態把握について町長はしっかりと進めていただきたいと思います。

それでは、続いて、ゆめまちテラスの運用について、お尋ねをしていきたいと思いません。

この施設は、先に町が設置しました愛荘町ふれあい交流館の活用のあり方検討委員会が報告したものづくりを体験できる工房を中心に、障がい者雇用の促進支援、多文化共生の推進などをもとに運営される予定でしたが、有村町長の誕生によりまして、5年間で1億円の維持管理費は、町民の理解を得るのは困難との考えのもと、改めて設置されました「愛荘町ゆめまちテラスえち活用検討委員会」の答申により決定されたものであると思います。

ゆめまちテラスえちの運用は町民の関心も高く、町民の理解が得られるものでなくてはなりません。そのことから、町長にお尋ねをしてみたいと思います。

まず、1つ目の質問になります。本施設の運営形態において、「町が管理する形で施設運営をし、指定管理者制度は利用しない。」「答申において滋賀県麻織物工業協同組合（以下、「麻組合」と言います。）と共同で事業を推進することに配慮が求められていることも踏まえ、同組合はゆめまちテラスえちを拠点とし、町との連携のもと、各種事業を行う。」とされています。

検討委員会の報告は報告であり、これを採用するか否かの決定、運営に対する責任は行政にあります。もちろん議会にも、これを承認するか否かの判断が求められています。今回どのような考えでこのように決定されたのかをお尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） お答え申し上げます。

答申にも示された「今あるものを 最大限に活かす」というコンセプトのもと、「地域資源を活かした人の交流の促進」、「誰もが担い手として活躍できる人材の育成」、「新しい人の流れをつくる魅力の発信」という3つの基本方針のもと、町の歴史的建造物の価値を再認識するとともに、愛荘町のものづくりの伝統を活かすことで、世代や文化を超えた多くの人々が集うことができる交流の拠点として活用されるために、町が主体となって麻織物工業協同組合と連携し、取り組んでいかなければならないとの考えで決定し

たものです。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 再質問をいたします。

今、施設運営の基本方針のそれぞれ3つの要件をご回答いただきましたけれども、それを受けまして町内で調査対象となりましたのは、麻・びん手まり・太鼓の3点で、非常に限られた範囲であると思います。このほかにも地域資源を活かしまして愛荘町を発信できる事業はたくさんあると思っておりますので、なぜもっと広い範囲でこれをとらえなかったのか、そのことにつきましてお尋ねします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げます。

今ほど麻・びん手まり・太鼓ということで、特に皆さんも共有される、地域の文化として知られているものということでも、西澤議員からご発言いただいた通りでございますが、それ以外にも地域の様々な資源というのはございます。

今回の答申に関しましても、やはり私たちのとらえておりますのは、近江上布（麻）を中核と据えながら、これが地域に今あるものを活かしていくという資源でございますが、それ以外の様々な地域資源も当然光を当てていく、スポットライトが回っていくという形にしたいと思っております。

その中で、あえて麻をとすることはなぜであるかということでもございますが、それぞれの団体さまとはヒアリングをさせていただいております。その中で、事業の今までの運営ノウハウであったり、その事業に耐える体制の構築等々も踏まえますと、この麻織物工業協同組合さまというのが、その任にも堪え得るという組織体になっていらっしゃるというところで、麻ということの文化的な価値とともに、麻を主軸としたものということの答申をいただき、それに則ったものということを進めてまいりたいというところでございます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） もう1点、再質問になりますけれども、町が作成されている資料で、平成30年度の愛荘町の観光、入込客数におきまして、近江上布伝統産業会館は湖東三山館、金剛輪寺、びん手まりの館、ループル愛知川、ふれあい本陣などよりも下位の11位で、全体の6.1%というのです。観光施設としての地名度は、私は高くはないと思っております、このような状況や町内の発展性を考えますと、近江上布伝統産業会

館をこの施設の中心にして、果たして観光客が呼べるのかどうなのか、こういうような疑問を持っておりますので、この点はどうお考えになっておりますか、お尋ねします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げます。

麻での発信力であったりというところのご質問だと思います。また集客数ということにもなるのだと思いますけれども、実際には麻の発展性ということ、ファッションとしての場というものもございます。そんな点では今ある伝統産業会館を訪れてくださった方々も非常に、こういうような地域の宝に触れられてうれしいというのが率直なご意見として非常にあるものでございます。

そんな点では、観光の施設等々として一度見学や訪れてよかったなということだけでは終わらない発展性というところは多分にあるなというふうに感じているのが率直なところでございます。

現在この近江上布でございますけれども、県内のホテルの内装にも採用をされ、また、スペインの皮革ブランドであるロエベの中にも採用されたり、また、フランスのエルメス社も今関心を示されていると。また、台湾でも非常に関心を示しておられる方々もいるというところでも、今非常にこの組合の職員の方々も、特に現場でお客様を通して非常に発信力の高い活動をしてくださっています。そういう点では、先ほどのファッションや文化というところの波及力・訴求力を考えていくなれば、「麻」というのは十分に皆様の心に届く、また集客力にもしっかりと結びつけられていける資源であるととらえております。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 今、町長にご答弁いただきましたけど、そういうものが前提で現在の観光見込み客数になっているのです。いろいろと努力して、いろいろと魅力発信、今その状態が1.5%というような低い状態なんです。

それともう1点気になりますのが、この前の全員協議会でもご発言がありましたけれども、湖東繊維協同組合が同じように麻物を使っていると。そちらの方が全国的にはある程度知名度が行き渡っているのではないかというようなことも言われておりますが、やはりそういう現実論を見ました時に、果たして本当にここで、当初の質問に戻りますけれども、大丈夫なのかという懸念を持ちますので、再度その点を確認したいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げます。

この近江上布でございます。また東近江に事業地を置いていらっしゃる事業者さまも、この麻織物工業協同組合さまに入っはいらっしやいますけれども、それぞれの愛荘町所在、そして東近江市所在の事業者さま、役割の分担がございまして、繊維をつくっているところ、麻をつくっているところ、そしてそれを最終的な商品に加工していくところというところで、不可分のそれぞれのご関係でもございます。

また、この近江上布のみが国の伝統的工芸品ということで認定をされているものでございます。これは、愛荘町がしっかりと今までも育ててきた、また、愛荘町が守っていかねばならない伝統的工芸品でございます。そして、この近江上布でございますけれども、この商品のラインナップ的に見ましても、近江の麻というものよりは付加価値の高い高級なものということでなっておりますので、そんな点では商品のそれぞれの置かれるカテゴリーが異なるというところはございます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） もう1点再質問いたします。

活用検討委員会の会議録を見ますと、第1回から6回までは各委員のいろんな意見が出ておりましたが、7月17日に開催されました第7回で事務局より、近江上布伝統産業会館の機能移転案が飛び出しました。建物管理は行政が行うとまで言い切っております。各委員からは、「内容がかなり飛躍しており、既に答えが出ているのか」、「多くの意見が出ている中で、麻に特化した話になっているのが不思議だ」、「資料の7割程度は麻に重点が置かれている」等の意見が出ており、第8回・第9回の検討委員会はそのため肉づけであり言うならば、事務局の指導の下につくられた報告と私は感じております。言わば日にち・時間が経過する中で、なかなか具体案が出てこないというところで、時間的な余裕が町の方にもあった、焦りがあるのか、こういうように思います。

ですから、検討委員会という報告はとられておりますけれども、町が終始リードされた報告と言えるのではないかと考えておりますので、その点についてはどう考えておられるか、お尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げます。

活用検討委員会の皆さまには本当に熱心なご議論を重ねていただきました。この場を

お借りしまして感謝を深く申し上げたいと存じます。

各議会の先生方もこの活用検討委員会は傍聴ができるものでございましたので、気になって見に行ったよとおっしゃる先生方も多くおられるかと存じます。

この検討委員会、谷口委員長のもと、本当に地域の資源、様々な部分を探っていただいて、どのようなものをこの旧郡役所「ゆめまちテラスえち」において、住民が集いながら人材交流であったり、人材育成であったり、また地域のイベントというところ、どんな活用ができるかということを実際に深く広げていただいております。その過程におきましては、かなりいろんな要素がどんどん膨らんでいったというのも大変自然なことだったというふうに私は存じます。

その中でこの答申を申し上げ、そしてこの諮問の形でこちらに、町行政にお戻しをいただくに際しては、かなり委員の皆さま、委員長にも本当にお骨折りをいただいたと思います。

この検討委員会の中で「麻に」ということも、大変自然な流れとして、皆さんの総意としておまとめをいただいたということであると存じておりますし、また、この委員会の中でも、例えばお近くの愛知高校・高等養護学校との連携ということも大変重要な要素であると、そういうようなご意見、ご示唆をいただいておりますし、この検討委員会のご議論というのは大変重いもの、またありがたいものというふうに存じて拝受致した次第でございます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） この検討委員会の中で、もう1点は、これは要するに町長とか副町長とか担当課だけではなしに、やはり全職員が共有するものでないとまずいという、こういうようなご意見も出ておりました。

ですから、ここに決定されるにつきましては、そういう縦の関係だけじゃなくて、横のいろいろな職員の方々との関係というのも、ご意見というのは含まれているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げます。

執行部、町長が、副町長がということのみならず、町の職員ですべてでしっかりと共有をしてほしいというようなことでの今ご発言をいただいたのかなというふうには存じますが、この答申の中には、職員でこれを共有しながら進めていくようにとい

うような部分が入ってはいなかったかとは思いますが、もし、違いましたら改めてご質問をいただけますと幸いです。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 今時間がないので、暫時休憩でよろしいか。取っていただけますか。

○議長（竹中秀夫君） 暫時休憩といたします。

休憩 午後1時51分

再開 午後1時53分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を行います。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 改めてお答えをさせていただきます。

検討委員会の中で委員の皆さま各位がご発言いただきましたコメント一つひとつに対しまして、町行政としてコメントする立場には実のところないものではございますけれども、この答申を町として検討委員会から頂戴をして、またこの答申の内容に沿って活用を進めてまいりたいというふうにとらえておりますところの大前提といたしましては、やはりこれは町の執行部のみならず、町行政職員皆がしっかりと、この活用に向けて力を合わせていくということにつながってくるというふうには存じます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 次の質問に移ります。

事業運営につきまして、麻組合と協働で事業推進をする。町との連携のもと各種事業を行うとは、具体的にどのようなことになるのか、お尋ねしたいと思います。

麻組合は民間企業であり、利益追求が必要です。これに対して、町は事業推進にあたって公平公正性が求められるし、費用負担にしましても町が負担できる範囲は限定されております。第3セクターの損失でさえ最終的には町が負担しなくてはならない判例が出ていますが、事業が行き詰った場合の最終責任の取り方はどのようなのかなど、麻組合との関係をしっかりと詰めておかななくてはなりません。1つは事業推進の方法、2つは費用負担の在り方、3つは最終責任の取り方、これだけは最低必要であろうと思いますので、このことについてお尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げます。

ゆめまちテラスえちにおいて、町との連携のもとで麻織物工業協同組合が実施する事業については、主として国の伝統的工芸品である近江上布をはじめとする愛荘町の地域資源の振興・情報発信、地域自然のネットワーク化の取り組み、地域資源を活用した女性を含めた多様な人材の育成等の、本来、町として実施する業務を組合に委託することを念頭に置いています。

そのため、町は委託事業の実施に必要な範囲で費用を負担するものであり、議員ご指摘のような利益追求のために同組合が実施する事業や、純粋に組合の内部管理に要する費用については、町が負担することは当然のことながら予定しておりません。

また、最終的な責任の所在についてですが、町が委託する事業に関しては、適切に実施されているか、効果が上がっているか、P D C Aサイクルの管理を町として行っていく必要があると考えています。なお、議員が例として第3セクターをあげておられますが、委託の有無にかかわらず、町が同組合自体の経営に関して責任を負うものではありません。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 再質問で、もう少し具体的にお聞きしたいと思います。

まず1点目は、各事業にかかる経費負担、それはどのように考えているのか、その考え方をお尋ねしたい。

2つ目は、例えば物販なども行われると思いますが、その収入に対する取扱いはどのようなになるのか、お尋ねしたいと思います。

3つ目です。光熱水費などの共通経費につきましては、使用量に応じて按分するものなのかどうか。

4つ目は、麻組合の移転費用を町が負担することはないのかどうか。

そして5つ目ですけれども、麻組合の賃貸料は発生するのかもしれないのか。以上、5点ばかりお尋ねします。

○議長（竹中秀夫君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） 各事業に係る経費負担ということで、費用の負担に関しましては、先ほどの答弁にもございましたとおり、純粋に組合の内部管理に要する費用および利益追求のために組合が実施する事業等につきましては、町が負担する

ことはないということ。

物販の収入に関しましては、今現在、組合が伝統産業会館で実施をされておられる形態と同じになるかと思うのですけれども、まずその収入に関しましては、組合が行う伝統産業会館でのPR（周知）の費用に回るということで確認をしております。

光熱水費につきまして、賃貸料等含めてでございますけれども、こちらにつきましては今現在、組合と調整を図っておるような状況でございます。また、移転費用につきましても、今現在、この4月1日に向けて今回補正予算にも挙げておるのですけれども、実際に伝統産業会館からゆめまちテラスえちに移動するための費用といたしましては、今のシャトル織機を搬出搬入する分のみ費用としては計上をしております。以上です。

後、賃貸料につきましても、今現在、組合と調整をしているところでございます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 今調整している部分というのがかなりあるようではございますけれども、私はそのところに疑問を持つのです。考え方としてはどういう考え方のもとに調整されているのか、お尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） まず、麻組合の方に業務を委託することになるかと思うのですけれども、その部分について、本来、町がゆめまちテラスえちで実施をしていただきたい事業に関しては、町が一定その業務委託として費用負担する部分になるかと思えます。それ以外の部分については、組合が負担するという形で考えております。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 3つ目の質問に入ります。

町長が一旦方向付けのありましたファブラボを中心とした事業は、初期費用や5年間の維持費が5年間で1億円を超す、これでは町民の理解を得ることは難しいということでも再検討されたわけですが、今回の事業に係る費用は、初期費用と5年間の維持費用でどれだけになるのか、お尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げます。

「ゆめまちテラスえちの初期投資と5年間の維持費用」についてでございますが、現時点においては、今回12月補正予算案に計上している本格稼働準備のための費用とし

での約560万円に加え、令和2年度におきましては、光熱費等の施設の維持管理費用を、滋賀県麻織物工業協同組合への業務委託料等として約1,000万円を見込んでおります。

これを単純に計算しますと、5年間の維持費用は累計で約5,000万円となりますが、令和3年度以降の麻織物工業協同組合への委託費については、令和2年度に見込んでいる費用を上回らない範囲で、次年度の委託事業の内容、前年度の収入等の実績を勘案して、毎年度、費用の見直しを行う予定であります。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 再質問を行います。

まず1つ目といたしましては、近江上布伝統産業会館は指定管理で現在適切に運営されております。同じ麻組合が同じ事業を行う、それに今回は業務委託されました。その理由につきましてお尋ねしたいのと、そして業務委託につきましての条件はどういうような条件になっているのか、その点をお尋ねしたいと思います。

○議長（竹中秀夫君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） 業務委託の条件と業務委託の理由でございますが、まず、指定管理につきましては、建物全体なりを管理をしていただくというような形が指定管理だと思います。

今回の業務委託につきましては、ゆめまちテラスえちの中で地域資源を活かしたところ人の交流づくりということに関して業務を委託するという形になりますので、その部分の業務委託、部分的な業務委託という形です。

条件につきましては、今、近江上布の産地として生産ができますのは、今の滋賀県麻織物工業協同組合とその組合員の1社だけでございます。その技術を持っておられる組合に業務を委託するという形になっております。それがひとつの条件という形と考えております。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 次の質問に移ります。

この事業の成否は、人材の確保ができるか否かです。仮に麻を中心に置いた場合、どのように幅広い事業が展開できるかが大事で、単なる麻の専門家でも一般経営者でも務まりません。目に見えない、気づいていない地域資源を演出できるプロデューサーが求められますが、適任者を外部から招へいすることも含めて考える必要があります。ポイントとなる人材の確保について、どのように考えておられるのか、お尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げます。

ゆめまちテラスえちの活用検討委員会の答申においても、「今後の活動の展開を広げるために、専門的知識を有し幅広い事業展開を企画・運営できる能力を持った人材が参画する組織を設置すること」と、外部人材の登用についての意見をいただいております。

町としては、愛荘町のものづくりの伝統を活かすことで、世代や文化を超えた多くの人々が集うことができる交流の拠点とするために、柔軟な思考力や行動力を兼ね備え、マネジメント能力を備えたキーマンを発掘していきたいと考えています。

しかしながら、そういった人材をすぐに確保することは困難であるため、当面は、町が責任を持って様々なバックグラウンドを持つ、より多くの方々に関わっていただき、力をお借りしながら、運営してまいりたいと考えております。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 再質問いたします。

島根県の海士町では、港の観光案内所に町の観光課を設置されていますし、また、隣の多賀町でもこのたび新しく公民館が建設されまして、そこには町の生涯学習課が配置をされています。このように、町の担当課が役場の中に収まっておいるのではなくて、外部の人と接触できる、スピードを持って対応することができる場所にいることが大事であります。

県庁でも、職員が外部団体に出向するケースも多々あります。麻組合とともにこの施設を運営していくには、嘱託職員だけを形だけ置くのでは無理だと思います。このことにつきまして、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げます。

正規の職員を、しっかりとローテーションを組みながら配置をしていきたいというふうに考えております。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） もう1点、確認という意味で質問をしたいと思いますが、時間的に切羽詰まりまして、最初からこの「麻組合ありき」で町からは無理を言ってこの案を勧められたのではない、というように思いますけれども、やはりその部分がすっきりと私にはできないのであります。

したがいまして、事業運営・費用面で町が、先ほど課長からもいろいろと答弁がありましたけれども、町がしっかりと担当する分野において譲歩するということはないかどうか、もう一度確認をさせていただきます。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げます。

町としてしっかりとやっていかねばならない部分を、委託等々をお願いをしていくということでございますので、特に組合さまにいろいろな部分を譲歩しながらというスタンスではないものでございます。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 次に、担当のまちづくり協働課課長にお尋ねいたします。

単に麻組合をそのまま移設したような結果になることは許されません。この検討会を通じて、多くの委員から各方面にわたる貴重な意見をお聞きされていると思いますが、施設運営の基本方針、「2. 誰もが担い手として活躍できる人材の育成」「3. 新しい人の流れをつくる魅力の発信」、ここ々がこの事業の特色であり、ポイントであると思います。非常に重要な部分であります。この事業の具体的な取り組み・方向性についてどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） 人材の育成につきましては、ゆめまちテラスえちを拠点に、出会いや学びで日々の暮らしや可能性を豊かにし、その活動を通じ、楽しく学びながら、次代を担う人材を創出するための活動を進めるものでございます。

そのためには、「試したい」や「やってみたい」ことを実現していくための場として、2階を活用したテーマ別のセミナーやワークショップなどの開催、大学・愛知高等養護学校・高等学校などと協働で、地域の学びを広げる事業を実施し、まちづくりに関わる人材育成を行うものでございます。

次に、魅力の発信につきましては、「近江上布」という国の伝統的工芸品を中心に、麻やその他の地域資源に関する展示や織機の教室などの体験、また、先に述べたテーマ別のワークショップなどを行うことで、愛荘町の魅力に触れられるとともに、この地域に育まれてきたものづくりの伝統や豊かな自然環境などといった背景を知ることができます。その魅力に集まった人々を中山道やその他の地域資源へ誘導し、施設間の連携を強化する仕掛けづくりを行っていくことも考えております。

これによりまして、新しい人の流れをつくり、さらにそれが情報として発信され、新たな人を呼ぶことで、まちの活性化に寄与するものと考えております。

○議長（竹中秀夫君） 4番、西澤君。

○4番（西澤桂一君） 再質問をいたしたいと思います。

重要性をしっかりと考え認識しているということですし、具体的な方法、運営あるいは財源の確保、企画、麻の展示や技術の発展、こういったものを、技術的あるいは専門的な課題がいくつか今後あると思いますけど、これはすべて町において検討を進めていくというように第8回検討委員会で答弁されておられます。ここがこの施設の大きな成否をかけるポイントだと思っております。

4月オープンという時期も迫られているわけですが、進捗状況につきまして、やはり今言いましたように、本当に大事なこれからですから、ある程度の考えがまとまった段階で、決定事項だというのではなくて、ある程度の方針が固まった段階で議会にもご相談をさせていただきたいと思いますが、この点についてはどのように考えておられるのか、お尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） 進捗状況と報告についてでございますが、議会全員協議会の場を通じて皆さんにご報告をさせていただくというような形で進んでいきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○4番（西澤桂一君） 終わります。

◇ 辰己 保君

○議長（竹中秀夫君） 引き続きまして、13番、辰己 保君。

〔13番 辰己 保君登壇〕

○13番（辰己 保君） 13番、辰己。一般質問を行います。今回の一般質問は、一問一答で、わが町における同和行政について、2つ目は、高齢者の自動車運転免許証の返納に係りまして問います。3つ目は、近江鉄道のあり方について、この3点を出してまいります。

まず1点目、「わが町における同和行政は必要か」について、質問を行います。

まず、認識について確認を行いたいと思います。2001年に総務省大臣官房地域改善対策室が、これ以上同和対策を続けることは、差別解消に必ずしも有効でないとして、同

和対策を終結する。確認点であります。

2001年に総務省地域改善対策室が、「今後の同和行政について」を示しています。特別対策を終了し、一般対策に移行する主な理由として、1. 特別対策は本来時限的なもの。これまでの膨大な事業の実施によって、同和地区を取り巻く状況は大きく変化した。2. 特別対策をなお続けていくことは、差別解消に必ずしも有効でない。3. 人口移動が激しい状況の中で、同和地区・同和関係者に対象を限定した施策を続けることは、実務上困難としました。

2001年に総務省地域改善対策室が示された「一般対策に移行する主な理由」を、本町はどのようにとらえているのか、見解をお伺いします。

本町は、同和対策特別法の失効に伴って、一般施策として事業を進めていっています。しかし、残念ではありますが、同和行政が続けられているのも事実であります。そうした行政にとどめている1つの要因は、町議会において「同和対策特別委員会」を設置していることにあります。

国は、同和関係の特別対策は、同和地区の経済的な低位性と劣悪な生活環境を、期限を限って迅速な取り組みにより、劣悪な生活環境が差別を再生産するような状況は、いまや大きく改善された。このような同和地区を取り巻く環境が大きく変化したこと等を踏まえ、国の特別対策はすべて終了したと確認されたのです。にもかかわらず、特別対策委員会が設置されている滑稽な状況となっています。

法が施行されたことにより、同和対策事業を行政とともに議会としても迅速に進めていくために、同和対策特別委員会が各自治体の議会で設置されました。その目的が達成されたことによって、議会で設置された同和対策特別委員会を廃止されてきました。本町の議会は今なお同和対策特別委員会を設置していますが、設置の定義が明確にされない中で設置が続けらるという不可解な状況になっています。

そこで、行政にお尋ねします。本町における同和対策事業は必要とお考えですか、答弁を求めます。

また、行政および町議会そして自治会役員に「出席要請されている川久保せせらぎ交流会」、そして「山川原太鼓のつどい」では、主席の交流会が行われていますが、各館運営委員会の行事の1つとして実行委員会形式で進められています。そこで、この交流会はどのような目的で行われていると認識されているのか、改めて見識をお伺いしておきます。

最後に、山川原地域総合センターが、災害避難場所を兼ねて新築されました。総合センター新築に合わせて、山川原消防詰所が地元自治会として移転・新築されました。地元自治会独自で消防詰所を新築されたところですが、上水道止水栓はなく量水器が設置されています。また、下水道宅内柵が設置されていません。すなわち町立施設と自治会施設をなぜ区別されなかったのか、答弁を求めます。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 辰己議員ご質問の、総務省地域改善対策室が示された「一般対策に移行する主な理由」の見解について、お答えをします。

2001年（平成13年）1月26日付けで総務省大臣官房地域改善対策室から出されました「今後の同和行政について」における一般対策に移行する理由については、1996年（平成8年）地域改善対策協議会における「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」の意見具申を踏まえ、特別法の施行により同和地区および関係者に対象を限定した特別対策が総合的に推進され、住環境整備など物的な面で存在していた格差が大きく改善され、概ねその目的を達成できる状況になったこと、また、教育・就労等なお残された課題については、その解決のため、工夫を加えたうえで、一般施策に加えつつ対応すべきであったと認識しています。

続きまして、「本町における同和対策事業は必要と考えているか」について、お答えをします。

同和対策事業特別措置法等の時限立法により取り組んできました同和対策事業の結果、物的な基盤整備が進展するなど、大きな成果を上げてきましたが、教育・就労・啓発などに課題が残り、引き続き取り組む必要があります。

また、特別法がなくなっても部落差別がなくなったわけではありません。本町におきましても、平成24年度から平成28年度まで、相次いで町内で差別事件が発生している現状や、平成29年に実施しました「人権に関する町民意識調査」において、住宅を選ぶ際の忌避意識が今も存在すること、若年層における部落差別解消への関心が低いこと、結婚問題へのこだわり感があることなど、今も部落差別解消に至っていない実情があります。また、全国的にインターネットによる差別書き込みが後を絶たないことなど、現在もなお部落差別が存在している以上、その解消に向けた取り組みを進めていかなければならないと考えています。

部落差別解消推進法に基づき、地方公共団体の責務として、その解消に向けた取り組

みとしての同和対策事業を推し進めていく必要があると考えています。

続きまして、「実行委員会が実施する交流会はどのような目的で行われていると認識されているのか」について、お答えをいたします。

実行委員会が実施する交流事業は、地域総合センター運営委員会と部落差別解消に向けて取り組んでいる様々な関係機関が自発的に集まり、忌憚のない意見交換を図りながら、参加者相互の交流を通じて連携を深め、人権が尊重されるまちづくりにつなげていくことを目的に実施をされています。

続きまして、「山川原消防詰所の設備工事を町立施設となぜ区別をしなかったのか」について、お答えします。

山川原消防団旧詰所につきましては、山川原地域総合センター内施設に付随し設置され、一体的な利用がなされておりました。今回、山川原地域総合センターの改築工事に合わせ、新消防団詰所については、自治会で負担していただくよう整理をいたしました。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） まずはじめに、今言った4点ですが、それが認識をどう持っているかという、最終的に教育・就労の問題等になっている。忌避意識等、そういうものを持ち出して、そのまま続投というか、そういうものは必要だということを言っています。

改めて、部落問題に関して、解決の方向性は何なのかということをお尋ねしておきます。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げます。

我が国固有の人権問題である同和問題は、憲法が保障する基本的人権の損害に係る深刻かつ重大な問題であります。同和審答申において、同和問題の解決は国の責務であり、同時に国民的課題であること、差別が現存する限り、この行政を積極的に推進されなければならないことを指摘しています。

地域改善対策協議会の答申でも、一般対策への移行が同和問題の早期解決を目指す取り組みの放棄を意味するものではない。一般対策以降後は、従来にも増して行政が基本的人権の尊重という目標をしっかりと見据え、地域の状況や事業の必要性の的確な把握に努め、真摯に施策を実施していく主体的な姿勢が求められると答申しています。

これらの答申を町行政の基本姿勢とするとともに、部落差別は許されないものである

との認識をもとに、これを解消することが重大な課題であるという部落差別解消推進法にもございますが、この目的にも沿い、引き続き各種施策に取り組んでまいりたいというところでございます。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 今の町長の答弁をそのまま認めたとした前提でいきますと、じゃあ、部落問題の解決は何をもって解決と言えるのだろう。憲法14条を持ち出されました。じゃあ、我がまちの到達はどうか、それは課長が教えてください。

じゃあ、目的、どこをもって解決をしてきたかという認識をまず共有しようじゃないですか。そのうえで今の到達がどうであるのか、4つの指標に合わせてどうであるのか、そこは担当課、教えてください。

○議長（竹中秀夫君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時28分

再開 午後2時30分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を行います。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げます。

部落差別がなくなったというふうに言える状況があるまでは、続けて行かなければならないというところがございます。現在も忌避意識があるというアンケートの結果、また実際の差別事案の発生というところがまだ見られる状況でもあります。また教育においても、一定の難しい状況がそれぞれまだ残るというところも、事象としてもとらえられているというところがございますので、これらの課題がなくなった状況というところが、目標とするところがございます。

○議長（竹中秀夫君） 人権政策課長。

○人権政策課長（藤居祐司君） 我がまちの部落差別解消の到達点、今も町長が申し上げましたように、心理的差別そして実態的差別、この相互感が非常に差別を生み出す結果をまねいているわけですが、この2つの要素が完全に払拭される日が来るのが、我がまちの到達点であるということで、現在取り組みを進めてまいります。

我がまちの現在の取り組み状況とその課題でありますけれども、特に教育・就労、そ

して啓発の部分でございますけれども、教育と言いましても大きく分けて2点、いわゆる中学校・高校・大学等の地域の子どもたちの進学にあたって、その家庭の事情等で自分の思っているところに進学できない、そのことが自分の目指すべき将来の安定した就労についても、目指すところへ到達できないというような課題があり、今日までいろいろな同和対策事業なりを進めてまいりました。

しかしながら、やはり結果として、だいぶん改善がされてはきているものの、まだ家庭の事情により本人の希望するところに行けないという実態があるということも確かでございます。こういった部分につきましては、やはり家庭の安定就労ということも大きな要素になってくるかと思いますので、そういった部分につきましても、関係機関と連携をして、また取り組んでいかなければならないと思います。

もう1点の教育につきましては、教育と啓発、いわゆる人権教育と啓発の部分でございます。愛荘町におきましても、町がその責務として取り組む部落問題解消、人権問題についての住民への啓発につきまして、年間を通じて町の人権教育推進協議会とともに連携を図りながら取り組んでいるわけですが、未だに、先ほども言いましたように、アンケートの人権意識調査の結果に基づきますと、結果の中でやはり心理的な、一人ひとりの心の中のものが見え隠れしている現実があるということで、まだまだ町民一人ひとりに人権を磨く心というのが行き渡っていないというようなところを反省のもとに、町としてその責任のもとにこういった啓発・教育等も今後も取り組んでいかなければならないというふうに考えております。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） ではもう一遍改めて、そこまで言うのだったら課長に聞きます。

一般的にその当時に発表され、今日で部落問題の解決の度合いを測る1つの指標として述べられている、先ほどから4つ言っているのだけでも、それを知っているかどうか、教えてください。

○議長（竹中秀夫君） 人権政策課長。

○人権政策課長（藤居祐司君） 地域改善対策協議会での1996年の意見具申の中で、今後の方向性として大きく、今後の重要な分野として持たれているのが、環境改善の分野、社会福祉の分野、教育の分野、そして就労の分野が大きなテーマとしてあがっております。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 全くずれた答弁しかできていない。要するに私が聞いたのは、部落問題解決の度合いを測る指標、今後の対策、あなたが全部答弁したのは、個別法で対応できることばかり言っているのですよ。部落問題があるからという問題じゃないんですよ。しかも家庭的な事情も、安定的収入なんて、国民みんながそのことは願っていますよ。いまやそういう到達なんだというわけですよ。あなたの答弁を全部そのまま返しますよ、私は。

福祉問題も地区の人だけの問題ではなくなってきたのですよ。国民すべてが共通し、また共有しなければならない事案になってきたのですよ。そういうことを堂々と、私はもう偉そうぶって、これだけ知っているんだという答弁をしているけれども、全然違う。

要するに、同和地区と周辺地域との間での各種の格差の解消、職業や住環境・学歴等の調査によって、到達が明らかになってきた。それが1998年、部落差別元年、意識が社会的に通用しなくなる、部落問題に関連する社会調査として、一般市民を対象とする人権意識に係る調査、これは前回、私は6月議会の中で取り上げた。本町もよく似たテーマになっています。歴史的差別による部落の社会生活や文化の歴史的後進性の克服、この問題は、旧同和地区の子どもたちを対象とした教育調査や、大人を対象とした意識調査の中に含まれてくるという、注釈も含めてやっています。

4つ目が、一切の社会的障壁が取り除かれて、社会的交流が進み、融合が実現する、通婚な混住化、これがどの程度進んできたのか、いまや調査をしても、調査が難しくなってきた。先ほど最初に質問の中で言ったように。そういう到達なんだということです。

ですから、同和対策事業は時限立法としても打ち切りますよと。確かにソフト事業へまだもう少し、それは一般的に人の権利、今日はまた一番と進んできて、ジェンダー平等とかいろんな、要する個人です。自尊心が尊重される。そのうえで何が違うのか。よくここに出されてくる人権三法、障がい者問題も結局はそこに強く打ち出されたのは、合理的配慮というものがすごく表に出てきました。要するに、障がいは一人ひとりによって違います。その人に合わせて対応をしていくことが望まれるという。ヘイトスピーチは、日本人でない人に対しても同じように、当然違いはあるわけですから、その違いは認めたいうえで、そうした暴言や屈辱的な言動をやめるということなんです。

ですから、私が言いたいのは、部落問題の解決のところはどうなんだ。国はもうとりあえずそういう環境は変わってきたということを先に言っているわけです。それを認め

るのか、認めないのかは大事なんですよ、国を言っていることを。国の言ったことが認めるのか、認めないのか、到達を、まずそこが大事なんです。精神論は脇に置きます。

○議長（竹中秀夫君） 人権政策課長。

○人権政策課長（藤居祐司君） 先ほどの答弁にもございましたように、国が出されている3つの一般対策に移行する理由については、これはこのとおりだというふうに認識をしております。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 確認だけしておきます。そのとおりだというのは、到達がとおりなのか、あなたが自ら答えたことが、そういうソフト問題をもって当然だといったのか、そのどちらか確認しておきます。

○議長（竹中秀夫君） 人権政策課長。

○人権政策課長（藤居祐司君） 2001年に総務省大臣官房地域改善対策室が出された「今後の同和行政についての一般対策に移行する主な理由」の3点については、その示されたとおりだということで認識をしております。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） ありがとうございます。ということは、議会での同和対策特別委員会というものは、その整合性は見られなくなってきたということをおは指しているというふうに思います。

それで、次は心理的なものも常に言われました。交流会そのものに対しては、前から言っているように否定はしていないのです。別にわざわざだからといって、そういう交流会が今の到達に必要なようになってきたか、見直すべき時期に来ていないかということです。しかも、昼間に酒席を半公的な事業として取り組むことが本当にいいのかどうか。地域の催事とか、そういうことではないわけで、何が起こるかわからない、そうした時代に入っていますので、改めてそのことについて聞きます。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） お答えを申し上げます。

地域総合センターで実施をされているというところでもございましたので、そちらに触れながらもございますけれども、総合センターにおきましては、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行うこと

としています。地域総合センターの運営委員会は、人権啓発のための住民交流事業の運営を総合的かつ効率的に推進するための組織でございます。

今ほどご質問をいただきました交流会の部分ですけれども、実行委員会の形式で実施をされています交流事業は、同和問題の早期解決を目指し創意工夫しながら事業を実施され、お互いに交流することで解決の一助になっているというように認識をいたしております。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） どうしてもこの議論をしていくと、精神論というか、先ほど言っているように心理的な、忌避意識とか、そういうことをずっと言われているのです。

だからこそ、部落問題の解決の目的は何ですかという、どうしてもまたそこへ戻っていく。だから、私は総務省の、失効した、前の1998年のその問題を持ち出しているのです。一旦そういう認識を持たないと、結局は何を目指しているのかわからなくなるわけです、皆さんは。何のために事業をやっているんだということになってしまう。

だから、私が前のまの時に、自立を目的にするというのが答弁でした。自立を求めていく今の指標に基づいてもそうなんです。そのために行政がある。心理的なものを持ち出して、それはいろんな法律があって、個別事案として法律として対応できるという、はっきりとしてきているのですよ。だから行政が心理的な問題を取り上げて、行政が責任を持たなければならないと言いかけたら、すべての問題を、じゃあ、本町でもそういうような、女性問題についてもしっかりと取り組んでいるのかということになってきますよ。しかも心理面で、そういう問題を持っていないのかと行って、問われてきますよ、心理面、心理面となる。同和問題だけが心理面を問われているわけではないですから。人権ですから。すべての問題でどうかということが問われてくるわけですよ。そういう立場に立たないとだめだということです。

部落問題については、差別をなくすという解決の仕方。今、地域はもう特定できなくなってきた環境にあるということ、混住が進んできて。団地もつくられたりして。だからそういうことをやっている、心理面でいつまでもやっていくことが、本町にとっても適正なのかということが問われてくる。本当に心理面をいうのだけでも、心理面はこの問題だけじゃなくて、人権に対する考え方そのものだということです。よくご答弁で言われるのは、部落問題がすべてに凝縮された、言葉的にはちょっと不適切なのか、広く言われているのは、職員さんからもそういうことが返ってきます。そんなことを、職員

の皆さんが、他の差別問題にどこまで理解をしていくのかということになってきますよ、そういうことを言っていると、いつまでも。だからしっかりとそういうことでなくて、心理面の方は当然、啓発とかして、いろんな問題を理解してもらい、その機会は設けられたらいいと思います。だから一人ひとりはどういうところが接近していくのかは、一人ひとり違ってくるということです、差別問題は。女性の方は特に女性問題から出発されるでしょう。子育て真っただ中の方だったら子どもとか、もしくは女性問題も含めたいろんなことから接近されていくでしょう。人権問題は。それでいいんだということです。

最後にしますが、消防詰所、自立を促すということです。ですから、なぜそこで量水器を、要するにどれだけの水を使ったかという経費なんですよ、なぜ地域の独立した施設として認識がされなかったのか。皆さんの考え方・方針からして、逆行はしていませんかということを私はこの質問で問うているわけです。何も詰所がどうのこうのと言っているわけではない。あなた方の姿勢を問うているのですよ。心理面の問題ではなくて、現実的なあなた方の姿勢を問うているのです。これは自治会の独立したものですから、自治会として運営していきましょという指導がなぜできなかったのかということをお聞きしているのです。これについて答弁を副町長にお願いします。

○議長（竹中秀夫君） 副町長。

○副町長（石田政則君） 山川原消防団の詰所の量水器について、なぜ独立した量水器を設置しなかったのかということですが、今回、それぞれ自治会で負担いただくという考え方のもと量水器を設置したというところですが、量水器の設置につきましていろいろな設置の方法があるかと思いますが、マンション等ですとそれぞれメーターで設置している部分もございますので、きちんと負担いただくという考え方のもと、設置をさせていただいたというところがございます。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 次元の違う話、じゃあ、まさにあなた今、本当に自立というところからかけ離れた答弁をしたのですよ。アパートと同じように、口は1つだ、そして枝分かれしているから量器計器を付けたんだと、1件1件使っている量の。それはオーナーがいるからオーナーがすればいいけども、取水器というのは、基本料金が発生するのですよ。全然違うたとえをして、何をやったんだあなた。どこに自立を求めらるんだよ、部落問題解決をどこへ持っていきこうとするんだよ。自治会の人そんなもん、住民

さんにとったら批判されますよ。アパートなんてそんなもん、集合住宅を持ち出したら、集合住宅はそういうことが起こっていますよ。けどここは個体として尊重するかどうかわかりませんが、個として。その問題なんです、僕が取り上げたのは、自治会として尊重した対応をしていくということです。それが公の町の施設につながってしまっていると、ここが問題なんだということを言っているのですよ。

じゃあ、確かに東円堂も大きな中で、東円堂という1つの施設の中に、今言われたようにありますよね。そういうところは当然、自治会としての対応ですよ。自治会としての対応を求めなかったのかということをお聞きしているのですよ。とりあえず答弁ください、もう一遍。

○議長（竹中秀夫君） 副町長。

○副町長（石田政則君） 今回、量水器を設置させていただいたのは、あくまでも自治会としてきちんと対応いただくという考え方のもと、対応をさせていただいたところがございます。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） それならば、基本料金をいただきなさい。取水器付けて。そういうふうにしつかりと答弁されるのだったら、それが私は適切な対応だと。同和問題に対して、しつかりと正面を向いて対策を講じていくという姿勢だと私は思います。そのことを求めます。

ですから、本当に一般対策に移行して、あなた方もその時々のごちゃ混ぜの答弁、先ほどは心理的問題と言ってどうのこうの言う、今度は実態的問題をまたおかしな方向に持っていく答弁、ごちゃごちゃにして、ご都合主義で答弁をしたら、この問題は解決していかないですよ。そのことを強く言っておきます。人権三法の位置づけも、目的がしつかりとした中での対応しているのであれば、部落差別解消法は全く、今のみたいな話の中で、調査もしにくい状況の中で調査をするとかいうことの問題点も出てきています。そういうなんで、次の質問に移ります。

次に、高齢者の自動車運転免許証返納の促進に合わせて、交通手段の支援について質問します。

高齢者の自動車事故が社会問題ともなっている昨今、自動車運転免許証の返納の促進が進められています。確かに多くの高齢者の方から、「事故を起こす前に運転免許証を返納したいのだけれど」と、聞く機会が増えています。しかし、返納したいとの思いを持

ちつつ、実生活における自動車の必要性から、免許証返納に躊躇されている方が多いのも確かです。その迷いは、病院に行くため、買い物に行くためには、自動車を離すことができない現実があるからです。この迷いに応えるためにも、行政の対策は急務だと考えます。

町民さんは、愛のりタクシーでは利用が生活の実態に合わないなど使いにくいとの評価も聞かされています。行政に、町民の思いに応える1つの手法としての循環バスを提案しても、空気を走らせているものだからと、実現に背を向けています。

本町は、介護予防の一環として「健康もりもり教室」を実施しています。この教室の実施に伴って、送迎サービス事業を実施されています。この送迎サービス事業は居宅からの送迎であることから、愛のりタクシーでは対応できない利便性があります。行政の支援整備のもと、地域のまると活性化プランの中に、地域送迎サービス活動を組み込まれたら、高齢者の方の要望と悩みに応えることができるのではないのでしょうか。行政の考え方をお尋ねしておきます。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） ご質問の「地域で行う地域送迎サービスを地域のまると活性化プランに生かすこと」について、お答えをいたします。

地域のまると活性化プランについては、各自治会であるべき姿を話し合い、その実現のために必要な支え合いの地域づくりや愛着を高める地域づくりを、地域が主体となって進めていただくことを主な目的としています。

辰己議員お尋ねの移動支援に関しても、本プランに基づき地域づくりの一環として、各自治会で取り組んでいただくことは可能です。既に買い物や病院への送迎を含めた移動支援を検討している自治会もあり、町としても事例や法令関係等の情報提供を行うなど、今後も取り組みの拡大に向け積極的に支援をしてまいります。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） 今、法令等をよくよく、それに地域での善意、ボランティア活動等に対して法律、そういうものを提供しているということ、当然それでいいと思うのです。

私があえて健康もりもり教室の送迎事業を取り上げたのは、既に今どういう問題が生じるか。地域でこういうことが起これば地域活動して取り組んだという、そういうことがもう一定わかる状態に、到達に来たのだろうというふうに推察しているのです。です

から、結果として今言っているように、あらゆる問題が生じてくると思うわけです。地域がどうしても地域が取り上げてもらっても。だからそこを十分に、私はあえて地域まるごと活性化プランのここに入れたのは、短絡的に入れたのではなくて、そういう声が出てきて、町として真剣にどういう支援の仕方なのか。単なる法律支援ではなくて実態的支援を、どういう実態的支援だったらできるのか。地域の協力はどういうところまではしてもらえるのか。それがクリアされないと、安心してできていかない。

もう1つは、地域まるごと活性化プランという言葉を使ったのは、1つの自治会だけでは対応できない。もう少し、東円堂地域の方で言わせてもらおうと豊国地域でそういうものがつくられていけないとか、ちょっと広範囲で考えていっていただくために、まずは地域まるごと活性化プランでいろんな問題が出てくるだろうから、そこから行政としてどこまでサポートできていけるのか、そういうものを考えていってほしいと。早急に、愛のりタクシーでできないところをどう考えていくのかということ、行政として真剣に考えてほしいという提案で質問をつくらせていただきました。どのように考えられるのか、答弁だけいただいております。

○議長（竹中秀夫君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） まるごと活性化プランということで、実質的な支援というご質問だったと思うのですがけれども、まず、まるごと活性化プランにつきましては、今、自治会が困り事として考えられていることがいくつかあると思います。その自治会が求めることに対して、ケースによって、例えば移動支援であれば道路運送法の制限をどうクリアするか、その地域にどういった方がおられて、移動の支援を支える側の方に回っていただける人はどれくらいおられるか、そういったことを地域の中で相談いただくのに、私たちもあわせて伴走しながら、相談を受けつつ仕組みをつくっていくというところからまず始めさせていただくのがこのまるごと活性化プランであります。

もちろん、例えば車を購入するとか、そういったことに関しましても、今の道路運送法の制限の中でどういうふうに見えるかということをお考えつつ、対応と言いますか、伴走していくということ。財政的な支援であったり人的な支援であったり、法的な情報提供であったりとか、そういったことをさせていただくというのが1つ、実質的支援の部分でございます。

あと、地域間連携、集落間連携の部分につきましては、確かに集落規模によって困り

事が違うという部分はあるのですけれども、一定、人数が少ない、世帯数が少ない集落というのもこれからどんどん増えていくというふうになると思いますので、そういった部分につきましても、先ほどおっしゃられた豊国エリアであったりとか、そういう地域をつなぐ役割を、私たちがつないでいかないといけないのかなというふうには思っております。

○議長（竹中秀夫君） 13番、辰己君。

○13番（辰己 保君） ありがとうございます。私が言いたいのは、やはり何をおいても交通事故が起こった場合に、徹底的に人生が狂わされるということもありますので、善意がそういうことにならない、実質的にというか、どういうふうに応援できるのか、もっともっと研究をしてほしいと、今そういう芽があるのなら応援してほしいなど。

地域協力がどこまでやられてくるかというのが大きな課題だと思うので、でも、真剣に取り組んでほしいなど。サポートの真剣さです。主体は地域の皆さんの力を借りたらいいと思います。そういうことをお願いしておきます。では、最後の質問に移ります。

最後ですが、近江鉄道のあり方について質問します。

去る11月5日に「近江鉄道沿線地域公共交通再生協議会」が開催され、沿線市町の合意のうえで、公共交通のあり方をまとめていこうと、法定協議会が設置されました。三日月知事も、「廃止も含めてあり方を協議し、まとめあげていくという第1ハードルは難しい」と述べられています。

本町における近江鉄道のあり方は、まちづくりにとっても重要な問題です。町長は今後開かれる法定協議会にどのようなお考えで臨まれるのか、その一端をお伺いして、一般質問とします。

○議長（竹中秀夫君） 町長。

○町長（有村国知君） 辰己議員の近江鉄道に関するご質問に、お答えをいたします。

近江鉄道線は、愛荘町にとっては重要な交通インフラの1つです。愛知川駅は町内唯一の鉄道駅として、通勤・通学・通院・買い物など日常生活を支え、特に愛知高校生をはじめ人々の交流に欠かすことのできない重要な交通手段となっています。

加えて、今後のまちづくりを考える際にも、愛知川駅は町の西の玄関口として、中山道エリア・びんてまりの館・ゆめまちテラスえちなどの観光資源の接続の核となり得る存在です。今後開催される法定協議会には、これらの点を踏まえ、近江鉄道線の存続への強い思いを持って臨んでまいりたいと考えております。

また、法定協議会においては、これまでのところ鉄道輸送の安全性の確保や今後の自治体の財政負担について議論が及ぶことが多いのが現状です。確かにこれらの論点も重要ですが、住民の皆さまが望んでおられる「利便性の向上」に向けた取り組みについても、同協議会において議論を行っていきたいと考えております。

○議長（竹中秀夫君） ここで暫時休憩といたします。3時20分から始めたいと思います。

休憩 午後3時03分

再開 午後3時20分

○議長（竹中秀夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
一般質問を続けます。

◇ 村田 定君

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田 定君。

[5番 村田 定君登壇]

○5番（村田 定君） 5番、村田 定です。一般質問を行います。一問一答でお願いいたします。3点についてお尋ねをいたします。1点目は、トイレ改革とバリアフリーについて、2点目、地域のまるごと活性化プランについて、3点目、中央公民館についてお尋ねをします。

まず1点目、トイレ改革とバリアフリーについて、お尋ねをいたします。今、トイレ革命は世界中で進行しています。支えるのは日本の技術と言われております。自動で蓋が開閉し、温水洗浄の強さが選べ、脱臭もできる高機能化した洋式トイレが一般家庭でも普及をしています。

多くの町民をはじめ町外の方が利用する公共施設は、従前の和式トイレであります。女性・高齢者・障がい者にとって、大変苦痛であります。また、今、県内外より多くの観光客も愛荘町に来られています。公共施設の洋式トイレ化とバリアフリーについてお尋ねをします。

まず1点目、公共施設の和式トイレ・洋式トイレの現状について、お尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 総務担当政策監。

○**総務担当政策監（上林市治君）** ご質問の「学校教育施設を除く公共施設等のトイレの現状」について、お答えをいたします。

庁舎・保健センターなど 46 の施設における和式・洋式トイレの内訳につきましては、設置数 367 か所のうち和式 139 か所、洋式 228 か所でございます。

○**議長（竹中秀夫君）** 5 番、村田君。

○**5 番（村田 定君）** 今答弁いただきました数字を見ますと、私はもっと低いとおっしゃったのですが、庁舎・保健センターが含まれておりますので、私の頭にはなかったのですけれども、60%くらいが洋式というふうに数字で見られるのですけれども、施設によっては大きく違うと思うのです。個別の対応についてですが、特に和式が多い施設を順次、上から 3 つこれをあげていただけますでしょうか。

○**議長（竹中秀夫君）** 総務担当政策監。

○**総務担当政策監（上林市治君）** 和式の多い施設でございますけれども、まず歴史文化博物館が和式 16・洋式 1 ということで合計 17。次にハーティーセンター秦荘ということで、和式が 15・洋式 8、合計 23 でございます。次に愛知川庁舎ということで和式が 11・洋式が 9、合計は 20 ということになってございます。以上でございます。

○**議長（竹中秀夫君）** 5 番、村田君。

○**5 番（村田 定君）** 洋式化が進んでいない理由についてお尋ねをしたいと思います。

○**議長（竹中秀夫君）** 総務担当政策監。

○**総務担当政策監（上林市治君）** 「洋式化が進んでいない理由」でございますけれども、公共施設等総合管理計画に基づきまして、長寿命化など施設の大規模改修に合わせてトイレの洋式化をすることを基本としているため、先ほどご答弁したとおり、町公共施設では 139 か所の和式トイレが残っておりますけれども、今後、施設改修に応じてトイレの洋式化を行ってまいりたいと考えています。

○**議長（竹中秀夫君）** 5 番、村田君。

○**5 番（村田 定君）** トイレ改革とバリアフリー対策について、施設ごとに内部で協議されたのかについて、お聞きをいたします。また、その協議をされた内容についてもお尋ねします。

○**議長（竹中秀夫君）** 総務担当政策監。

○**総務担当政策監（上林市治君）** ご質問の「トイレ改革とバリアフリーの議論」について、お答えをします。

バリアフリーやユニバーサルデザインの議論につきましては、それぞれの施設の大規模改修に合わせて一定議論されてきたところであると認識をしております。また、平成28年4月から施行された「障がいを理由とする差別の解消の推進に関する法律」に関する職員研修や、平成29年3月に策定した「愛荘町公共施設等総合管理計画」において、バリアフリーやユニバーサルデザインに関する議論を深めてきたところでございます。

対応例といたしまして、愛知川庁舎・秦荘庁舎の玄関入口の段差解消やローカウンターの整備、庁舎案内板の多言語化、聴覚障がい者に対する対応の充実を図る支援として「耳マーク」を設置するなど、できるところから取り組んでいるところでございます。

今後につきましては、既存施設の福祉性能の確保（ユニバーサルデザイン）による利便性向上など、公共施設等総合管理計画に基づき、長寿命化など施設の大規模改修に合わせて取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 今、県内外よりの観光客や利用者が多い施設の早急の対応を求めます。まず愛荘町立歴史博物館、ラポール秦荘はつらつドーム、るーぶる愛知川、他にもたくさんありますが、個別の対応についてお尋ねをします。

○議長（竹中秀夫君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） 「観光客の多い施設の個別対応」について、お答えをいたします。

繰り返しになりますが、公共施設等総合管理計画に基づき、長寿命化など施設の大規模改修に合わせてトイレの洋式化をすることを基本としております。

お尋ねの個別施設の対応について申し上げますと、歴史文化博物館については、公共施設個別計画では「2022年までに今後の施設のあり方を検討する必要がある」と方向性を示しているところであり、当面は同施設内にある洋式機能を持った多目的トイレへの案内を行うなど、運用上の工夫を行ってまいります。

ラポール秦荘およびるーぶる愛知川のように、当分大規模改修の予定がない施設につきましては、利用者の状況やニーズ等を踏まえ、施設ごとに洋式化する優先順位を検討・整理してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 再質問いたします。

トイレというのはまちのイメージ・地域力の向上を示すと言われております。今、トイレの規模は大小ございますけれども、まず歴史文化博物館におきましては、いろいろな催場をされます。そういったことに町内外から観光客、湖東三山にいられた方の同時の入館もあるのですけれども、博物館と名がつくところに、展示をしたものを見に来られます。その時に、私もよく行くのですけれども、先般も展示会をされておられまして、大阪の方からいられていました3名の女性の方がトイレへ行かれたら、ここのトイレは行けないよというふうに言われました。どちらからお見えになったのかとお聞きしましたら、茨木の方から来たということをおっしゃいました。そしてまたトイレの入口には「段差注意」と書いています。こういった博物館でこういうことを見かけるのは初めてだということで、私もずいぶんお叱りをいただきました。

そういったことで、内部でもそういったことほどのように説明されておられるのか聞きますと、外にもあるということで、外のトイレも見に行ったのですけれども、外も全部和式でして、案内をしているにもかかわらず、そういう対応しかできていないということで、非常に悪いイメージしか伝わっていかないということで非常に残念に思ったわけです。

また、る一ふる愛知川につきましては、開館してもう20数年経つのですけれども、身障者用に1つ洋式トイレがあったのですけれども、今は「身障者」を省いておるのですが、両方とも和式で、観光で来られる人も和式だから困られるし、また高齢者は、特に足腰が悪い方はトイレがしづらいということで、まちのイメージを下げておるということでございます。

そういったことで、先ほど来いろいろな公共施設の個別計画があるということを知りましたが、そこらのところがなぜ、今になってくると2022年度までの今後の施設のあり方ですけれども、もう5年も10年前からそういったことは当然論じていなければならないのではないかなと思います。そこらの点でどういうふうな今までに話し合いをされたのか、お尋ねをします。

○議長（竹中秀夫君） 総務担当政策監。

○総務担当政策監（上林市治君） 特にトイレの洋式化ということに限っての議論はしておりませんが、ここの議場でも電球を変えましたように、LED化ということもございまして、施設の改修に合わせてそれぞれやっていくということで、一定整理はさせていただいているところでございますので、学校教育施設につきましてもそれぞれ

の所管で担当しておりますので、先ほどご答弁申し上げましたように、施設ごとにその利用者の状況とかニーズ等踏まえて、洋式化については優先順位を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） る一ぶる愛知川につきましては、毎日10時前後に職員の方が、スタッフがきれいに掃除をされています。そういったことで非常にきれいさはあるのですが、残念ながら、なかなかトイレにご案内できないということで残念がっておられます。そこらのところは早急に取り組んでいただきたいのですけれども、それについてお尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 農林商工課長。

○農林商工課長（北川三津夫君） 村田議員の再質問にお答えいたします。

る一ぶる愛知川につきましては、洋式は1というようなところでございます。先ほど総務担当政策監からありましたように、利用者のニーズも聞きながら、優先順位を検討・整理して進めていけるように考えていきたいと思っております。以上です。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） ぜひ早急に取り組んでいただきたいと思っております。

それと規模の問題もあるのです。今、川久保地先にありますスポーツ公園のグラウンドゴルフ場がございますが、10月には県体をされました。350名くらい来られましたが、その時にトイレが小さくて、なかなか利用できないと。全部が利用できないということで、川久保会館のところも借りたというふうな実情でございますので、公式のグラウンドゴルフ場をつくったにしても施設が、県体が開催されるというレベルなのにトイレの規模が小さいということで、そこらのところは計画性がなかったのではないかなということについてのお尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 教育次長。

○教育次長（青木清司君） 先日行われました県体に私も寄せていただきまして、大変、数多くの方がグラウンドゴルフを愛好されているんだなというふうに認識をしたところでございます。

今ご指摘のとおり、その集約と言いますか、キャパに対するトイレの数というところもございますし、その他ご飯を食べていただくところとか、様々な問題はあったのかなというふうにも思いますし、そういったことを他の施設に関連をしましても、今後いろ

いろと調整をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 次に、宇曾川グラウンドゴルフ場に仮設トイレの設置ができないか、お尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） 教育次長。

○教育次長（青木清司君） ご質問の、宇曾川グラウンドゴルフ場に仮設のトイレの設置を求めておられることにつきまして、お答えをさせていただきます。

利用者の状況やニーズ等を踏まえまして、全体の優先順位を検討・整理をしてみたいと考えておりますが、現状、宇曾川の右岸には、グラウンドゴルフ場用の駐車場に男女別に区分された洋式トイレが整備をされております。そちらをご利用いただきたいとお願いするところでございます。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） ありがとうございます。確かにグラウンドゴルフ場の駐車場もございますし、トイレも洋式化でございます。しかし、左岸の方に16ホール、右岸に17～24ホールまであるのですけれども、その間、橋を渡って移動しなければならない。1～16ホールが結構距離が長い。河川ですので幅が狭いわけですから距離が長い。そういったことで、どうしてもトイレが辛抱できないということで、途中抜けて急いで行かれる。この間も、橋を渡られますとすぐ道路なんですけれども、道路の左右を見ず行かれたものですから、大きな事故、直接死亡事故にはならなかったのですけれども、間一髪で事故が起こるといふようなことも現実ございました。

また今現在、私もよく行って調査しているのですが、月曜日は休日では利用者はないのですけれども、それ以外の日につきましては、午前・午後、それぞれのグループでグラウンドゴルフをされています。特に高齢者自らの健康と介護予防のために取り組んでおられるわけがございますけれども、そういった状況を勘案しますと、道路に橋がございますけれども、あの辺りに仮設トイレをしてほしいなというのが利用者の声であります。これはなかなか難しいところもあるということは私も事実思いますし、現場へ行って実際難しいということは申し上げております。しかし、そういった要望があるということは行政もしっかりと受け止めていただいて、お願いしたいし、また今後、愛知川グラウンドゴルフ協会・秦荘グラウンドゴルフ協会両方ともメンバーがあつたグラウンドゴルフ場を使えますので、設置されないということであれば、とりあえずプレイの前に

はトイレに行く、また 16 ホールから 17 ホールに渡る時は必ずトイレに行くというふうな説明もしっかりして取り組まなければならないのではないかと思うわけです。

ですから、今、利用されている皆さんの声は、そういう非常にトイレに行くのが危険だから左岸に置いてほしいということでございますので、これについては今答弁いただきましたように、なかなか難しい、水源もございませんし、今は水洗式ですので、そういった問題をクリアしなければいけませんので、これについてはこの返事を持って帰って、また協会の人に説明をしていきたいというふうに思います。

次に、町のランドデザインの中にも、トイレ改革とバリアフリー化を計画の中に取り組めないか、お尋ねをします。

○議長（竹中秀夫君） 企画担当政策監。

○企画担当政策監（藤塚雅徳君） お答え申し上げます。

お尋ねのランドデザインは、10年・20年という長期間を見据え、まちの将来の方向性を検討していくという点におきましては、地方創生の視点と密接に関係するものがございます。

その地方創生の1つの柱にもございますSDGsにつきましては、2015年に国連サミットで採択されたものでございまして、持続可能な開発目標として17の目標を掲げております。その中の1つ2つの目的といたしまして、「すべての人に健康と福祉を」であるとか「すみ続けられるまちづくり」というものがございまして、「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」ことであるとか、「都市と人間の居住地を、包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする」といった目標が掲げられているところでございます。

これらの趣旨に鑑みまして、愛荘町の持続可能な未来のために、ご指摘いただいておりますトイレ改革でありますとか、公共施設等のバリアフリー化を含む社会課題の解決に向けた視点を前提に、ランドデザインを策定してまいりたいと考えております。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 先ほども申し上げましたけれども、トイレ改革というのは、まちのイメージを大きく変えるものであります。特に当町の場合、関係人口を受け入れている大きいというまちでもありますので、ぜひまちのイメージアップ、地域力向上のために、洋式トイレ化、トイレを洋式化だけではなくて、きれいな、気持ちのいいトイレにしていきたい。観光客は一番トイレを見られます。その時のイメージが大きく左

右すると思いますので、お願いしたいと思います。

先般、日野町へまいりました。日野町の庁舎は愛荘町の庁舎よりも数十年古いと聞きました。けれども、見事にトイレは白をベースに非常に整理を各階ともされています。住民さんが役場へ来られて、トイレがきれいだというので非常にいい印象を持っておられます。トイレ改革というのは、まちの人々のイメージも変えると思います。そういったことで、ぜひ日野町のを参考にして、当町もそういう改革を取り入れていただければありがたいと思いますので、よろしくお願いしたいと思います。

それでは、次に2点目の地域のまるごと活性化プランについて、お尋ねをいたします。

5月の全員協議会で示されたプランについてお尋ねをいたします。6月に講演会および説明会を実施されました。今日までの進捗についてお尋ねをいたします。

地域が主体となり、役場職員が集落支援員として参加し、10年先を見据えた「地域のまるごと活性化プラン」を作成し取り組むことに、私は理解を示します。しかしながら、このプランに自治会は戸惑いがあるのも事実であります。区長・副区長等は、現実する課題が多く、なかなか未来への取り組むことができないのが現状であります。

そこで、身近な課題についてお尋ねします。現在、区長をはじめ役員・三役の方は、緊急の課題として、一人暮らしの高齢者・高齢者夫婦の見守りサポート会議の取り組み、また空き家対策の取り組み、また生還事業、消防ほか各種団体の事業等々の取り組み、そういった目先の取り組みに今、日々忙しくされているのが現状であります。

町内には61自治会がございますが、その規模も大・中・小と人口規模が大きく分かれており、取り組みも課題もそれぞれ違うところがあるのではないかなといったことで、それについての町としての取り組みをお尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） 村田議員ご質問の「地域のまるごと活性化プラン」について、お答えをいたします。

町内自治会の役員の方には、見守りサポート会議や自治会内のハード整備、またソフト面の対応等、大きな役割を担っていただいております。これらの役割は、時代の変化とともに複雑化し、自治会長等の負担も大きくなっているところでございます。

加えて、町内の自治会は、それぞれの地域によって規模や人口構成が大きく異なることは認識しております。例えば高齢化率1つをとっても、40%超から1%まで、その幅は様々でございます。

そのため、現在直面している課題、またこれから出てくる課題も、その自治会によって大きく異なるものでございます。町としても、これまでのように画一の制度をすべての自治会に適用するのではなく、それぞれの地域で真に必要となる取り組みを進めていただく必要があるのではないかと思います。

自治会ごとの固有の課題の解決のため、各自治会において「地域のまるごと活性化プラン」を策定いただくことを推進しており、町としても同プラン作成自治会や同プランのもとで事業に財政的支援を講ずることとしているほか、自治会長などの負担軽減のため、自治会に対して同プラン策定に際した人的支援を実施をしているところでございます。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 次に、課題の後半ですけれども、プランを立てる前に、各自治会の課題、共通している課題もあると思うのですが、そうしたことを聞き取りする必要があるのではないかと。補助金を出すからと言われても、すぐどのようにしたらよいかわからないというのも事実であります。また、この活性化プラン自身は、これから地域が自立していくためには欠かせないプランであると思います。そういったことで、このプラン策定につきましては、少し時間をかけて、各種団体と若い人を入れて議論をしていく必要があるのではないかと。そして、各自治会がそういった策定委員会を立ち上げていただいて、10年先を見据えてやることが大変大事ではないかと。また、人口増の自治会もあるし、人口減の自治会もあります。そういったことで、これについての取り組みについて、お尋ねをします。

○議長（竹中秀夫君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） 地域のまるごと活性化プランを新設した目的の1つといたしまして、プランを完成させる過程で、「地域の困り事は何か」や「住んでいる地域をどのような地域にしたいか」ということを自治会内で議論し、共有していただくことがあげられます。それにより、地域の本当の課題が住民の皆さまの間で共有され、皆さんの地域への関心・愛着が高くなるとともに、自治会での取り組みの継続性が確かなものとなると考えております。

一方で、実際のプラン策定にあたっては、町職員を各自治会に集落支援員として派遣するほか、住民を対象として少子高齢化・人口減少社会という背景の説明、町内・町外の取り組み事例の紹介、自治会でのプランを考える際の手法などをお伝えする研修であ

る「地域みらい塾」を実施しております。側面からプラン策定のご支援をさせていただいております。

既に現在5つの自治会において、同取り組みのもと、プラン策定に着手いただいている状況でございますが、例えば各種団体や世代を超えて議論できるよう、中学生以上の住民に対してのアンケート等の実施を検討されている自治会等もあり、このような有効な手法について広く情報提供していきたいと考えております。以上、答弁といたします。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 今答弁をいただきました中で、町職員を各自治会に集落支援員として派遣すると言われました。これは非常に10年という長いプランでやっているわけですから、その町職員というのは、例えば1集落に1人ということは、61名の職員がいるわけですが、例えば市区の場合でしたら、市区の職員がついていただければ、市区の事情がわかっていますからいいのですけれども、やはり自治会の外の方ですと、市の実態もわからない、そういった方とどういったことを相談したらいいかわからないし、やはり大きな字については町の職員がいてある程度フォローできると思うのですが、そこらの点をどのように考えておられるかが1点。

それと、今現在5つの自治会で取り組みをされておられるということですが、本当に町が目指す策定プラン、地域まるごと活性化プランに乗った取り組みをされておられるのか。その辺をお尋ねいたします。

○議長（竹中秀夫君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） 集落支援員のことで、地元の職員が地元で集落支援員として活動するのがいいのではないかとのご意見をいただきまして、今のところ集落支援員につきましては、まちづくり協働課の方で対応しております。5つの集落ということで回っているのですけれども、今後、対象集落が増えてきた場合には、庁内でも多くの職員が対応していくようなことも考えられるという中で、今おっしゃいました地元で地元の職員が行くということも1つ、やはり自分の地域をよく知っているということで、ほしい情報というのがある程度早くといいますか、効率的に得ていただけるのではないかとことは考えられると思います。

また、今現在着手しております5つの自治会につきましては、集落内での説明会で、集落の皆さんに集まってもらって説明会を開催されておられる自治会もございますし、例えば米原市の大野木の方へ役員の方が視察に行き、先進事例を見られているような

自治会もございます。今後の目標といたしましては、最終的には集落の皆さんで課題を抽出し共有した中で、10年後どういう地域になったらいいかということを検討していただくプランをつくっていただくという流れになるのですけれども、なかなか地域によって課題等も様々ございまして、まだ、やはり時間がかかる作業になっておるような状況でございます。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 先ほども申し上げましたけれども、この活性化プランは地域が自立していくうえにおいて、非常に大切なプランであると、私は重要なものだと思っています。

まず一番思うのは、やはり災害対策であります。災害があった時にどのように、こうしたサポートプランができておればサポートもしっかりできるでしょうし、こういったことでの目的があるのではないかな。できるところの自治体、できないところの自治体がもしかあるとすれば、愛荘町内において大きな格差が出てまいります。そのようなことをしてはならないと私は思います。700件以上ある集落もありますし、30数件の集落もございます。しかし、大きな集落・小さな集落、それぞれ課題は若干違いますけれども、共通した課題もございますし、また愛荘町で災害が起こった時の対策というのは、このプランができているところはよかったが、できないところは結果的にダメだったということにならないように、やはり足並みを揃えていただく必要があるのではないかな。

ですから、今、公助はあまりあてにできないというふうに皆おっしゃいます。自助・共助というふうに言われます。私も字の会議によく出かけるのですけれども、まず自助ができないと共助もできません。まず自分が守らなければ相手も助けられませんので、まず自助、そして共助というふうに進めていく、それが大事はないかなと。そういうふうな思いを共通した人々が、若年層から高齢者に至るまで、老・壮・青が相まってこのプランを作成していかなければならないと思うのですが、今現在のこのプランを計画されていますことについては、私はそういったところが見えないのですけれども、その点いかがでしょうか。

○議長（竹中秀夫君） まちづくり協働課長。

○まちづくり協働課長（西川傳和君） まるごと活性化プランの中で、今、村田議員がおっしゃいましたとおり、災害対策という部分も1つのメニューになっております。その中で小規模な自治会単独では困難な場合もあるということもございます。小規模自治

会の場合につきましては、人員や予算等も少なく、単独では取り組みが難しい場合があるということは承知をしております。近隣の自治会との連携も含めた中で、引き続き自治会の状況に応じた、寄り添った支援をするということで考えております。

ただ、今取り組みをしている自治会の取り組みの状況について、こういった取り組みをしているかという部分につきましてでございますが、今年度の取り組みにつきましても、それぞれ策定にかかっておられます自治会の状況等につきましては、また随時、時間を設けましてご説明等させていただきたいと思っております。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） ありがとうございます。

それでは、区長総代会で全体を集めて説明するというよりも、むしろ私は学区別で、小学校が4つございますので4学区、学区別くらいの単位で説明をしていただいた方が、むしろ共通した課題も出てくるのではないかなと思いますので、提案をさせていただきます。

次に移らせていただきます。3点目、中央公民館についてお尋ねをいたします。

公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育・学術および文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とされています。

単なる貸館的な施設ではなく、地域住民の日常生活に密着して、その課題解決を図るための総合的な教育施設であると考えます。それにつきましての、中央公民館についての運営・あり方などについてお尋ねをいたします。

過去3年間の大ホールの年間使用の状況について、お尋ねいたします。また、使用されました目的、団体などについてもお聞かせください。

○議長（竹中秀夫君） 教育次長。

○教育次長（青木清司君） それでは、愛知川公民館におきます過去3年間の大ホールの使用状況等について、お答えをさせていただきます。

平成29年度につきまして、使用件数52件、延べ6,540人でございます。平成30年度につきましては、使用件数50件、延べ5,133人でございます。本年度につきましては、11月現在で使用件数16件、延べ2,851人となっているところでございます。

使用の団体でございますが、行政や学校、社会教育団体等の使用が多く、利用料金が発生する一般利用につきましては、年に数件でございます。

また、使用の目的でございますが、行政や学校につきましては講演会や説明会・研修会でございます。その他につきましては、各種団体や一般使用は発表会や総会等が主な使用となっております。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 今、3年間の数字をご報告いただきました。これが高いのか、またこれが低いのかについては、私はこの数字を見る限り何とも申し上げられませんが、これで公民館の機能・役割・目的を果たしているとお考えなのでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 教育次長。

○教育次長（青木清司君） 公民館の目的を果たしているのかということでございますが、先ほどご質問の中にもありましたように、公民館には当初の設置目的があるわけでございます。

当時、昭和55年当時の社会教育施設の拠点というところでの公民館の設置でございました。当初につきましては400人の大ホールということで、愛知郡管内はもとより滋賀県の中でも、町の中でこういった大規模なホールを用いていた町はなかったと思えますが、そういった観点からも、その当時から非常に社会教育の拠点として重要な施設であったというふうにも思っております。

しかし、その後年月が過ぎていきまして、公民館機能の中での図書館の機能であるとか、体育・レクリエーションの機能等につきましては、生涯学習課の方へ移管をしたり、そういったところでの事業内容についての性質がだいぶ変わってまいりました。そういった意味からも、今、個別の施設の検討の中で、今後、集約も含めた中での検討をしていく必要があるというふうに考えております。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 年々、使用件数また延べ人口が減っております。また、今年度は昨年度と比べれば大幅に減るのではないかなということで、一般住民からしますと、なかなか公民館へ行くような機会がないということだと、公民館法に定められています住民の教養の向上、健康の増進、情報の純化を図るという目的からちょっとずれているように思います。そういったことでの、先ほども言われたように、オープン当初はそれでよかったけれども、今は人口規模も変わってもっと大型化されているということではありますけれども、それはそれなりのひとつ方法を考えていただくということで、お

願いを申し上げたいと思います。

次に、昭和53年に建設され40年以上経過しております。今では緞帳も取り外されています。公民館としては大変寂しい思いであります。今後の方針についてお尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 教育次長。

○教育次長（青木清司君） 愛知川公民館の今後の方針について、お答えをさせていただきます。

先ほど森野議員からのご質問に対しましてお答えをさせていただいたところでございますが、愛知川公民館につきましては、社会教育法第20条の目的に基づく施設として昭和55年に開設をされ、40年が経過をしております。大ホールの緞帳につきましては、ご指摘のとおり、安全確保の観点から取り外してステージを使用している状況でございます。

今後の運営につきましては、愛荘町公共施設建物個別施設計画では、「効果的、効率的な運営ができるよう、2022年までに集約化する。」としております。町としましては、この計画を踏まえて、利用低下の一因である設置目的に由来する利用制限等の課題を踏まえつつ、公民館と町民センターのあり方について整理をしてまいりたいと考えております。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） ただいま答弁でありますと、公民館はこのまま維持しなくて、町民ホールという形に変更するというふうなことに取れるのですけれども、公民館としてはこの当町にはなくなるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○議長（竹中秀夫君） 教育次長。

○教育次長（青木清司君） ただいまご答弁申し上げましたように、効果的・効率的な運用ができるように、2022年までに集約を検討するという事で、なくなるということではございません。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） それでは次の問題ですけれども、次の点で質問します。

町民の総合的な教養の向上の一環として、今まで、29年度まで「五愛塾講座」が開講されておりました。しかし、平成30年度以降は実施されていない状況であります。今後の取り組みについて、お尋ねをいたします。

○議長（竹中秀夫君） 教育次長。

○教育次長（青木清司君） それでは、3点目の「五愛塾講座」について、お答えをさせていただきます。

愛荘町では、平成24年度から広く町民への生涯学習意欲を高める取り組みとしまして、五愛塾講座を年間5回程度開講しておりましたが、近年、受講者が減少傾向にあることから、平成30年度はお休みとさせていただきました。

五愛塾講座について社会教育委員会の会議において各委員にご議論いただき、一定の見直し案をいただいたところでございます。今年度からは「五愛塾講座」を「あいしょう学びの広場」と名称を変更し、広く一般町民を対象とする講演会を年1回開催するほか、小規模人数の講座を年3回、親子対象のふれあい講座を年3回開催することで、幅広い年代層に学習機会を提供する取り組みを実施し、生涯学習活動を積極的に推進いたします。

いずれにいたしましても、人生100年と言われる今、今後の生涯学習の充実に向けまして、学習者の参画による協働型プログラムの開発、高齢者の特性を生かした学習内容の開発、多様な学習方法の提供、学びの循環などについて検討し、「人が輝き 人が育つ 学び」となるような内容を充実・発展させていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（竹中秀夫君） 5番、村田君。

○5番（村田 定君） 今の答弁の中では、令和2年度以降、五愛塾を開講する方向は見てないわけですが、なかなか今までの経緯として、五愛塾をやったけれども、受講者が少なかったというふうな理由で、なくなったというふうに答弁がありましたけれども、やはり啓発不足と申しますか、そういった意味で、もっともっと学びをしたいという住民はたくさんおられますし、そういった意味からもぜひこのまま、名前は五愛塾でなくてもいいのですけれども、もっと町民が広く集えるような塾をぜひつくっていただきたいと思います。

これ一例ですけど、例えば東近江市や彦根市の場合、人口規模も違いますし、収容できる、彦根でしたら文化プラザという大きなハコモノがありまして、1,200~1,500人入れるハコモノがあるわけですが、なかなか来ていただこうとすると、やはり内容・中身だと思うのです。有名な方が講師でしたら、ぜひ聞きたい見たいということでチャンスが生まれると思うのです。しかし、当町の規模ですと、予算的な問題もあり、また

入れる人数もありますので、なかなかそういう大きな規模の講座ができないと思います。

私も去年、行けなかったのですけれども、彦根で三浦雄一郎さんの講演をされました。市民大学でされたのですけれども、1回の受講料が3,500円でございます。私、行けなくて行ってもらったのですけれども、非常に勉強になったということで、感激して帰ってこられました。三浦雄一郎の話が聞けるというだけで足を運ばれる。結構市外の人が多かったというふうに聞きます。

そういうことで魅力ある講師を呼べれば、私はそういった人の話が聞きたい、見たいと、触れたいというチャンスが生まれると思うのですが、残念ながら当町の場合、そこまでの予算規模がないということで中途半端に終わって、講師の内容ももうひとつで、結局閉講になってしまったのですけれども、これをぜひ、彦根とか東近江でそういう取り組みをしているわけですから、愛荘町も近くにおるわけで、愛荘町だけでは取り組めないことであっても、近隣の市町とやるとか、そういった意味で合同してやるようなことができないのか。また、彦根に行くような機会を話し合いできないのか。本当に私はそういうことで住民さんからもよく聞きます。そこらのところの見解を求めて、私の一般質問を終わります。

○議長（竹中秀夫君） 教育次長。

○教育次長（青木清司君） 今、愛知川公民館大ホールの活用についての様々なご提言をいただいたというふうに見ております。町民の方々が身近なところで、なかなか聞けない人に出会える、そして聞けない話が聞けるということは、非常に重要なことかなと思っております。

先ほども申しました施設の集約化も含めまして、先ほども言いましたように、公民館はなくなると言いますか、どういうふうな形で今後運営をしていくかという検討中であるというところで、先ほどああいった答弁をさせていただいたところでございますが、そういったものを活用しながら、この人生100年の時代にどう対応していくかというところで、それぞれ町民一人ひとりの考えを聞きながら、今後の運営をしていかなければならないかなと考えております。

そういった広域での取り組みというところで、彦根市なり東近江での取り組みというところでございますが、逆にいうとそういった近いところで大規模な講演会を実施されると、なかなかつらいなというところもございますので、担当者の会議の中でもそういった悩みの相談を打ち明けるところでの話から進めてまいりたいなと考えてお

りますので、よろしくお願いいいたします。

○5番（村田 定君） ありがとうございます。

○議長（竹中秀夫君） 以上で本日7名の一般質問を終わります。

◎延会の宣告

○議長（竹中秀夫君） お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（竹中秀夫君） 異議なしと認めます。よって、本日はこれで延会することに決定しました。

再開は、12月4日午前9時から本会議を開催します。

本日はこれで延会します。大変ご苦労さまでございました。

延会 午後4時10分